

15.10.22

業鑛炭石

報會助互

筑豊鑛山學校

號九第・卷五第

行發日八十二月九年五十和昭

昭和十五年九月二十四日印刷本 昭和十五年九月二十六日發行

目次

卷頭言(新体制運動に希む).....	鳴濤生 (一)
西章邸炭田調査書.....	加茂泰吉 (二)
法規解説.....	
石炭配給調整法解説.....	(三)
参考.....	
日本石炭其の後の動き.....	(四)
若松石炭卸商組合の合石加入問題.....	(五)
燃料局分課規定中改正.....	(六)
常磐宇部石炭株式會社設立.....	(七)
福井石炭株式會社.....	(八)
石炭價格表.....	(九)
石炭船運賃.....	(一〇)
北支那視察より見たる支那人觀.....	(一一)
資材課.....	(一二)
調查課.....	(一三)
荒牧.....	(一四)
彙報(原料炭の増産運々)(其他).....	(一五)
本會記事.....	(一六)
石炭鑛業權(試掘採掘異動設定)鑛區異動.....	(一七)
炭界日誌.....	(一八)
本會炭礦異動.....	(一九)

九月號

行發會助互業鑛炭石

三井銀行

若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八〇至三八二

振替(福岡二四五〇)

番号(下關二八四二)

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

第一條 本會石炭鑛業互助會(稱)石炭鑛業者以組織之
 目的在於互助合作之互助助成之石炭鑛業之而
 其目的在於互助合作之互助助成之石炭鑛業之而
 其目的在於互助合作之互助助成之石炭鑛業之而

第二章 組織

第二條 本會之目的在於石炭鑛業之互助合作之而
 其目的在於互助合作之互助助成之石炭鑛業之而
 其目的在於互助合作之互助助成之石炭鑛業之而
 其目的在於互助合作之互助助成之石炭鑛業之而

第三章 會員

第三條 本會會員之正會員及准會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人
 三、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 四、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第八章

第八條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第九章

第九條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第十章

第十條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第十一章

第十一條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第十二章

第十二條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第十三條

第十三條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第十四條

第十四條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第十五條

第十五條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第十六條

第十六條 正會員之組織如下
 一、正會員 石炭鑛業者個人及法人
 二、准會員 石炭鑛業者個人及法人

第四章 役員

第十五條 本會之役員如下
 一、會長 一名
 二、副會長 一名
 三、理事 五名
 四、監事 五名
 五、評議員 五名
 六、職員 若干名

三井銀行

若松市本町五丁目

若松支店

電話自三八〇至三八二

振替 福岡一四五〇

番号 下關一八四二

石炭鑛業互助會會則

第一章 總則

- 第一條 本會ハ石炭鑛業互助會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭鑛業者ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協調シテ石炭鑛業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設ケルコトアルベシ

第二章 事業

- 第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、調査機關ヲ設ケ石炭鑛業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト
 - 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト
 - 三、會報ヲ刊行スルコト
 - 四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救援又ハ調停ヲナスコト
 - 五、其ノ他必要ト認ムル事業

第三章 會員

- 第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス
 - 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス
 - 二、正會員ハ石炭鑛業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス
 - 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ニ同シ
- 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月三十一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經營

第八章

營炭坑ノ職員幹部中ヨリ准會員ヲ推薦スル事ヲ得但シ正會員過半數ノ同意ヲ得レバ職員以外ノモノヲ推薦スルコトヲ得

第九條

正會員ノ准會員算定ノ基準ハ左ノ通りトス
 一、一年送炭數量五萬噸迄 無シ
 二、五年送炭數量拾萬噸迄 一
 三、十年送炭數量拾五萬噸迄 二
 四、二十年送炭數量二十萬噸迄 三
 五、三十年送炭數量二十五萬噸迄 四
 六、四十年送炭數量三十萬噸迄 五
 七、五十年送炭數量三十五萬噸迄 六
 八、六十年送炭數量四十萬噸迄 七
 九、七十年送炭數量四十五萬噸迄 八
 十、八十年送炭數量五十萬噸迄 九
 十一、九十年送炭數量五十五萬噸迄 十
 十二、百年送炭數量六十萬噸迄 十一
 十三、百年以上送炭數量六十萬噸以上 十二

第十條

新ニ入會セシムル者ハ所定ノ申込手續ヲナシ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトス退會セムトスル者モ又同シ

第十一條

每年五月ニ於テ正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人員ヲ届出シベキモノトス

第十二條

准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス

第十三條

正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨリ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行為ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ノ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ

第十四條

退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第十五條

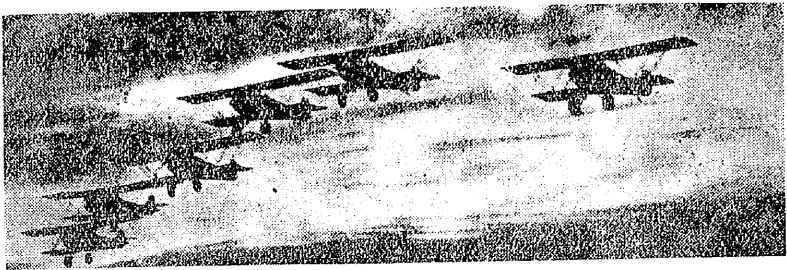
本會ニ左ノ役員ヲ置ク

第十六條

評監副會
 議長 五名以内
 副議長 三名以内
 理事 十名以内
 監査役及評議員ハ正會員又ハ准會員中ヨリ之ヲ選舉スル

第十七條

本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ



—◁ 言 頭 卷 ▷—

新体制運動に希む

高度國防國家の確立を目指す、我が新体制運動も、愈々上意下達の機關たる中核体即ち大政黨發會の機構が決定せられ、其の中央人事も略々決定を見た様である。次は發會のバックを成し、下意上達の機關として新体制促進の任に當る協力會議の組織が進められる譯で、新体制運動は之等兩組織機構の強化、發展に連れて積極化及び本格化を見るであらう。併し乍ら、我々の此處に遺憾とする点は、かくの如くして我々の目前に明治維新以來の劃期的大變革、大革命が遂行されつゝあるにもか、はらず、大多數の國民が熱意乏しく、無關心に見えることである。

此の傾向は政黨政治の墮落振りに愛想を盡した國民が、更に之にまつて代つた官僚の獨善政治の爲に、國民大衆の政治的意志を反映する機關も、又政治に關與する機會もなく、政治は凡そ我々に縁遠いものであるかの如く習性づけられるに至つた、めであらう。具体的に言へば今や國民は數年前とは異り、一種の官製的の砂を噛む様な大會、講演會等を除く以外、政治運動に携る機會も政談演說會に接する機會もなく、又年に一度あるかなきかの選舉投票以外に政治に關與する機會もなかつた。

かゝる状態は新体制運動を展開するに當り、政治の上層部に在る者がよく反省、考慮すべき点である。新体制運動に於ても、若し、國民と密着する点に於て其の方法を誤れば、其の立派な機構も組織も生命無き形式的なものとなり、其の目的の充分なる實現を期し得ないであらう。

我々は今、此處に新体制運動が發足するに當り、大政黨發會中央本部が、此の運動を一億國民の心からなる運動、眞に生氣激濁たる實質的國民全体の發會運動として發展、結實せしむる様、中央及び地方に於ける運動の中心となる優良、有能なる人材の選擇と配置、並に運動展開の方法を誤らざらん事を希むものである。

(鳴瀨)

ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス、但シ同點者三名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ムルモノトス

第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐シ會長軍故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ執行ス

第十八條 監査役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス、評議員ハ會長ノ諮問ニ應ズルモノトス、本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス、但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム

會長、副會長ハ三年トス

理事、監査役及評議員ハ二年トス

但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ滿了スル場合ハ次ノ臨時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス

補缺者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキトキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得

第二十條 會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ諮リ臨時ニ委員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得

第二十一條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免ス

第五章 資産及會計

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ以テ組織ス

第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ得

第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額ヲ決定スルモノトス

第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日に終ル

第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經、決算ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第六章 會議

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス

臨時總會

評議員會議

理事會議

臨時總會

第二十九條 定時總會ハ毎四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認ヲ求メ會務ノ報告ヲナシ重要ナル事項ヲ決議ス、決議スル時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス

理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之ヲ召集ス

會長ハ監査役ヲ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ其ノ出席ヲ求ムルコトヲアルベシ

監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場合ハ理事會同様に決議權ヲ有スルモノトス

評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス、委員相互ノ申合セニヨリ之レヲ開クモノトス

第三十條 總會ハ召集スルニハ會費ノ目的タル事項ヲ指示シ少クモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ

第三十一條 總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委任スルコトヲ得

附 則

第三十二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス

第三十三條 本會事務施行ノ爲ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノトス

第三十五條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ以テ即時實施スルモノナリ

以上



—◁ 言 頭 卷 ▷—

新体制運動に希む

高度國防國家の確立を目指す、我が新体制運動も、愈々上意下達の機關たる中核体即ち大政黨會の機構が決定せられ、其の中央人事も略々決定を見た様である。次は翼賛會のバツクを成し、下意上達の機關として新体制促進の任に當る協力會議の組織が進められる譯で、新体制運動は之等兩組織機構の強化、發展に連れて積極化及び本格化を見るであらう。併し乍ら、我々の此處に遺憾とする点は、かくの如くして我々の目前に明治維新以來の劃期的大變革、大革新が遂行されつゝあるにもかかわらず、大多數の國民が熱意乏しく、無關心に見えることである。

此の傾向は政黨政治の墮落振りに愛想を盡した國民が、更に之にまつて代つた官僚の獨善政治の爲に、國民大衆の政治的意志を反映する機關も、又政治に關與する機會もなく、政治は凡そ我々に縁遠いものであるかの如く習性づけられるに至つたやうであらう。具體的に言へば今や國民は數年前とは異り、一種の官製的の砂を噛む様な大會、講演會等を除く以外、政治運動に携る機會も政黨演說會に接する機會もなく、又年に一度あるかなきかの選舉投票以外に政治に關與する機會もなかつた。

かかる状態は新体制運動を展開するに當り、政治の上層部に在る者がよく反省、考慮すべき点である。新体制運動に於ても、若し、國民を密着する点に於て其の方法を誤れば、其の立派な機構も組織も生命無き形式的なものとなり、其の目的の充分なる實現を期し得ないであらう。

我々は今、此處に新体制運動が發足するに當り、大政黨會中央本部が、此の運動を「億國民の心からなる運動、眞に生氣激濁たる實質的國民全体の翼賛運動として發展、結實せしむる様、中央及び地方に於ける運動の中心となる優良、有能なる人材の選擇と配置、並に運動展開の方法を誤らざらん事を希むものである。

(鳴瀨)

第五章 資金及會計

第一條 本會の資金は、會費及寄附金並に他、收入金ヲ以テシ、其の用途ハ本會の事業ニ關スルモノトシ、其の管理ハ本會の役員ニ屬スルモノトス。

第二條 本會の會計ハ、會計年度毎々四月一日ニ始リ、翌年三月三十一日ニ終ルモノトス。

第三條 本會の會計年度毎々四月一日ニ始リ、翌年三月三十一日ニ終ルモノトス。

第四條 本會の會計年度毎々四月一日ニ始リ、翌年三月三十一日ニ終ルモノトス。

第六章 會 議

第一條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第二條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第三條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第四條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第五條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第六條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第七條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第八條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第九條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

第十條 本會の會議ハ、會計年度毎々三月三十一日ニ終ルモノトス。

西章邱炭田調査書

石炭鑛業互助會 理事 加 茂 泰 吉
石炭對策委員 荒 牧 健 造
石炭對策委員 久 野 保

本調査書は前號にも詳記せし如く本社理事加茂氏等有志が互助會の援助の下に酷熱下の山野を經めぐつて作成した貴重なるもので特に乞ふて掲載した。

緒 言

石炭統制法案が議會に提出せらるゝに當り我石炭鑛業互助會は本法案は机上のプランにして事業の本件を没却し實際に則せず國家が要求する石炭増産擴充と相反するものにして眞に國策に忠實なる政策に非ず、即ち實際事業經營の立前より見て却つて減産を招來し諸産業の基礎たる石炭鑛業を危くし延いては全産業を衰頽せしむるものであると言ふ見地より敢然是が反對運動を起し不肖等其委員として帝都に上り朝野の要路に接衝其矛盾撞着を摘發し是が徹底を要求遂に法案は修正並に運管施行細則等に多大の言質を織込まれ大部分吾人の要求を容られて日本石炭株式會社の設立となり來る十月一日より販賣統制法案實施の段取となれり。素より法律制定の上は我々炭鑛業者は粉骨碎心利害を超越して國策に順應し意氣

と熱を以て最大の努力を致し石炭増産に邁進すべき旨を誓つて郷關に歸り、目下凡ゆる困難を排除して奮闘を續けつゝあり。然るに我炭鑛界を靜觀するに國內の地下資源は命數に限りあり今日の大増産政策必ずしも百年の大計に非らざる事は贅言を要せざる所なり。

茲に於て一葦帶水の彼岸北支那炭田を考察するに思ひ半に過ぐるものあり依つて有志と圖り先輩諸賢の御支援を得て山東炭田調査並に開發に乘出したる次第なり、素より微力にして吾等寡數にて此大業を完成せんとするには前途に幾多の紆餘曲折あるべく其容易ならざることを自覺せり大方諸先輩の御指導御後援を希ふや切なり。

位 置

山東省章邱縣文祖鎮埠村一帶

本炭田は山東省石炭主要埋藏地膠東區一帶の内に含まれ膠濟線龍山棗園寺、明水に至る各驛の南方にして東西約二十軒に亘る。

(イ)東方は東章邱炭田即ち旭華、宜莊兩公司の經營する普集驛南方の炭田を経て淄川、博山炭鑛に連なり稍々離れて坊子炭田あり。

(ロ)南方は津浦沿線即ち山東省石炭主要埋藏地魯南區域一帶の萊蕪、新泰、華寶、華豐、曲阜、中興等の稼行鑛山を経て江蘇省境徐州驛東北方の軍管理柳景炭鑛に至る延々三百二十軒の炭田に連接す。

更に東南方には泰山の南方底部を過ぎ沂水、莒縣、沂州一帶を経て本省の南海岸傳曠、河口、日照に至る未開發炭田あり。

一、交 通、運 輸

交通は我福岡縣よりは空、海、陸の三線とす

(イ)空便に據るものは雁の巢を午前九時五十分發京城、大連、天津を経て北京着午後五時三十五分同地一泊、翌午前十一時半北京發濟南着は同十一時五十分夫れより明水迄一時間半なれば即ち北京一泊と共に約三十時間以内にて炭礦に至る。

(ロ)海路に據る時は門司、青島、濟南線を最も可とし、門司發午後一時、青島着翌々日午前着(東亞海運會社船航路)をれより鐵路にて青島發午前九時明水着午後五時五十八分にして青島の海陸連絡宜しければ二晝夜四時間にして炭礦に着。

(ハ)陸路は下關より關釜連絡船にて釜山に至り國際列車を利用すれば午前、午後の二回ありて何れも約二晝夜にして濟南着、濟南より明水間二時間餘にして通計約五十四時間を要すれ共最も確實安全なるコースと云ふべし尙乘車賃は各コース共大差なし。

二、運輸

内地輸送は膠濟線明水驛より青島迄三百四十二軒にして壹噸壹軒約壹錢壹厘(華北交通株式會社運輸部配車課にて調査)なれば此間

鐵道 運賃	金參圓七拾六錢也
青島驛諸掛	金參拾貳錢也
全 諸稅	金貳拾五錢也
全FOB諸掛	金貳圓四拾錢也
青島八幡汽船運賃	金五圓參拾錢也
合計	金拾貳圓六拾參錢也

(註) 滿鐵産業部昭和十四年十二月調査書に據る

備考

青島港汽船積能力

大港は五埠頭より成り六、〇〇〇噸級一八隻、又は三、〇〇〇噸級二六隻の繫船能力あり。第二埠頭は一萬噸級を繫船し得。現在一年の最大吞吐能力四百萬噸あり。

汽船運賃

青島—八幡	每噸金五圓三十錢位	(五六六哩)
青島—阪神	金五圓六十錢位	(八〇六哩)
青島—伊勢灣	金六圓六十錢位	(一、〇一九哩)
青島—芝浦	金六圓九十錢位	(一、一三六哩)

地勢

本炭田は膠濟鐵路沿線濟南より五十一軒東方の明水驛に至る平地の南方一帯に亘り東方には雙山宅西南部に石灰岩より成る珊瑚山聳え次第に南方に至り遠く片麻岩より成れる泰山山脈に連りて炭田平地を抱くが如き地勢を構成し更に膠濟鐵道線に添ひて石英砂岩露出す。

中央に瓜漏河、東に瀧水河西に青揚河等何れも北流し平素は殆ど流れなきも雨期には激流を見る事あり。山麓及河流兩岸一帯は支那特有の黄土を以て覆はれ豪雨霖雨の爲め地隙及溝渠狀を成せる河谷所々にあり、此平地一帯に炭層賦存し其面積は貳億三千五百六十萬坪に及び恰も我筑豊五郡並に粕屋炭田内に介在せる福知、八木山等の諸山を取除き平原とし香春嶽、尖彦山の連峰より遠賀川流域一帯の炭田を俯瞰せるが如き感あり。

西章邱炭田は山東省内現在及過去に於ける開發炭田中最も遅れて未だ見るべき稼行炭礦甚だ少なきも炭層は相當以前より發見せられたるもの、如く所謂土法(我筑豐炭田昔時の狸堀式採掘の如きもの)に依り露頭附近を採掘したる跡所々あり、其内天源公司是民國七八年(大正七、八年)頃天成公司と稱し山老坡崖に堅坑を開鑿し後と民國十年天源公司と改組し資本金六拾萬元となつたが其後出水の爲め同坑を放棄し靴筒地に移轉、新鑛開坑と同時に一方膠濟線明水驛鑛所間に十五杆の輕便鐵道を敷設し稍々發達の途上にありたるも民國十七年七月昭和三年七月)炭界不況に加ふるに坑内出水の厄に遭ひ採炭を中止し莫大の損失を被るに至れり。

民國廿三年(昭和九年)協大公司の借區堀に移し山老坡崖の興坑復活と同時に月宮莊北方二支里の處に第二坑を開鑿したるも其後事變に遭ひ天源公司是蔣介石に従ひ重慶に逃走し炭鑛は水没するに至れり。最近協大公司是以前の關係を利用して新坑を開坑着炭せしめしも未だ出炭するに至らず。

鑛區及鑛所設備は全部天源公司の所有にして企業當時は相當ありたる模様なるも破損、盜難等にて目下辛ふじて使用に堪へ得るものは五噸機關車壹臺、六噸貨車十臺、「ボイラー」十一本、「ポンプ」十臺、捲機四臺、「レール」、炭車、「センプ」其他修理用等の舊設備あり。

其他現稼行炭坑は

- 大興公司 昭和五年開坑
- 新鑛公司 昭和七年開坑
- 利達公司 昭和十一年開坑
- 寶生公司 最近舊坑復活

源昌公司 右 同

等あるも屢々休坑し居り且又何れも幼稚なる採掘法にて排水には牛皮袋を鑛車には柳篋籠を使用し人力捲揚げを成し居れり、稍々設備を有するものも蒸汽捲にして「ケーシ」は木製、捲揚げは釣り揚げ式にして「見單純なるが如きも其危険と低能率には識者の目を覆はしむるものあり。

其他本炭田内には貳拾余の鑛區設定せられあるも事變の爲め山東省廳にも一切の書類紛失して據るべきものなし。

現在稼業中の主要炭坑

◎大興煤鑛(本坑)

- 一、位置 山東省章邱縣埠村の西
- 一、地形 平原
- 一、地質 二疊石炭紀層
- 一、面積 (分坑に併記)
- 一、炭層 三尺(三行層)
- 一、炭質 半無煙炭
- 一、坑口 堅坑一 徑八尺 深さ百二十尺
- 一、出炭 日産九十噸(一日五百籠)
- 一、運搬 馬、小車、大車

一、許可年月日

民國十九年十二月一日(昭和五年)
民國廿二年十二月一日(昭和七年)

一、鑛業權者

公 新 鑛

一、經營者

大興公司 李 集 生

一、設備

ボイラー三本 捲機一臺 レール 臺車 籠

一、事務員

十 人

一、稼働者

坑 内 一〇〇人
坑 外 三〇人

一、沿革現況

昨年十一月より舊坑の排水を開始し本年三月より出炭する事となり但し設備幼稚にして毎年三ヶ月乃至六ヶ月の稼業を例とせり。一、二、三坑の三堅坑を有し内本坑のみ蒸氣捲揚機を使用も他は全部人力なり
地場賣にて處理し炭價は百斤建にて六十四錢乃至七十錢にて販賣す
現在稼行の三行層と以下四行層より十行層迄含有し凡そ三、四百万噸の鑛量あり設備の如何に依りては將來有望なり

一、備考

經營者は濟南市内に居住せり、鑛業權者は行先不明なり

一、調査年月日

昭和十五年八月一日

◎大興○鑛(分坑)

一、位 置

山東省章邱縣埠村西苗家林多家林

一、地 形

平 原

一、地 質

三疊石炭紀層

一、面 積

三一、七四二公 畝、二四

三、七三四〃 〃 三二

三七、一三九〃 〃 三九

七二、七〇五〃 〃 九四(二、一八一、一七八坪)

二尺(三行層) 四尺(四行層)

半無煙炭

堅坑 徑八尺 深さ百二十尺

日産七噸(百八十斤入籠にて八十回)

馬、小車、大車

公 新 鑛

大興公司 李 集 生

機械設備なし、内地のナンバ様のもの手捲

壹 人
坑内夫十人 坑外夫八人

一、許可年月日

一、鑛業權者

一、經營者

一、設備

一、事務員

一、稼働者

- 一、沿革現況 (本坑と共に詳述す)
現在三行層を採行せり
- 一、販賣 右同斷
- 一、將來性 全
- 一、備考
- 一、調査年月日 昭和十五年八月二日

◎新鑄煤鑛

- 一、位置 山東省章邱縣埠村大冶庄
- 一、地形 平原
- 一、地質 二疊石炭紀層
- 一、面積 五、六四五公畝 (一六九、三五〇坪)
- 一、炭層 四尺 (三行層)
- 一、炭質 不明
- 一、坑口 堅坑一、徑八尺、深さ百三十尺
- 一、出炭 なし
- 一、運搬 馬、小車の豫定
- 一、許可年月日 民國二十一年十二月一日(昭和七年)

- 一、鑛業權者 揚松亭
- 一、經營者 揚松亭、陳漢軒
- 一、設備 ボーラー一本、捲一臺、吸水ポンプ一臺
- 一、事務員 二名
- 一、稼働者 坑内一〇人 坑外一〇人
- 一、沿革現況 極最近より百尺の舊坑を排水し目下牛皮袋にて排水、掘進中此處數日ならずして着炭の豫定地場賣りを目指す
- 一、販賣 未知數なり
- 一、將來性 未知數なり
- 一、備考 經營者は濟南にあり、日本人との合辦を希望しおれり
- 一、調査年月日 昭和十五年八月一日
- 一、外に、稼働賃金 坑外夫 七〇錢 坑内夫 一圓五十錢 何れも十二時間勤務

◎利達煤鑛

- 一、位置 山東省章邱縣埠村周家林
- 一、地形 平原
- 一、地質 二疊石炭紀層
- 一、面積 八、九八一公畝、五八(二六九、四四七坪)
- 一、炭層 二尺 (三行層)

- 一、炭質
- 一、坑口
- 一、出炭高
- 一、運搬
- 一、許可年月日
- 一、鑛業權者
- 一、經營者
- 一、設備
- 一、事務員
- 一、稼働者
- 一、沿革現況
- 一、販賣
- 一、將來性
- 一、備考
- 一、調査年月日

半無煙炭

一、坑口 竈筒、徑九尺、深度 A 八五米 B 九五米
日産壹百吨

馬、小車

民國廿二年十二月十九日(昭和八年十二月十九日)。

慕智民

全人

ボーラー六本、排水ポンプ四臺、吸水ポンプ六臺、捲機械三臺、其他レール、炭車四
貳拾名

坑内百八十名、坑外六十名

民國廿五年開坑毎年雨期及排水期間を除き三ヶ月間作業する事を例とす

確定せる販賣先なきも地揚消費に賣却しをるなり

百斤六十七錢

現在發見せる層は一行層より五行層有り、一二行層は薄層にして稼行不可、現在稼行三行層は

含有量五十万吨有り、四行層は一米四、五行層は一米、此等の炭量貳百萬吨

經營者は濟南市に居住せり

昭和十五年八月一日

◎寶生煤鑛

- 一、位置
- 一、地形
- 一、地質
- 一、面積
- 一、炭層
- 一、炭質
- 一、坑口
- 一、出炭高
- 一、運搬
- 一、許可年月日
- 一、鑛業權者
- 一、經營者
- 一、設備
- 一、事務員
- 一、稼働者
- 一、沿革現況

山東省章邱縣文祖鎮南方

平原

二疊石炭紀層

六、七三一公畝、(二〇二、九三〇坪)

二米—三米(推定九行層)

有煙炭

竈坑二箇、A、B 徑九尺、深度九六米、B 深度四〇米(未着炭)

三十吨

馬、小車、大車、天源軌道を利用する事あり

民國二十五年四月六日(昭和十二年四月六日)

王化民

李棟臣、山村善四郎

ボーラー四本、捲貳臺、ポンプ其他

日本人一名、支那人五名

坑内夫二〇名、坑外夫一〇名

休坑中なりしを本年初めより排水を初め現在稼行中、出水少量なり

- 一、販 賣
 - 一、將 來 性
 - 一、備 考
 - 一、調 査 年 月 日
- 確定せる處なし、地揚賣七十餘位(百斤)
 非常に有望なり
 經營者山村氏は青島にあり、李は濟南に居住す
 昭和十五年八月二日

以上

◎源 昌 煤 鑛

- 一、位 置
 - 一、地 形
 - 一、地 質
 - 一、面 積
 - 一、炭 層
 - 一、炭 質
 - 一、坑 口
 - 一、出 炭 高
 - 一、運 搬
 - 一、許 可 年 月 日
 - 一、鑛 業 權 者
 - 一、經 營 者
- 山東省章邱縣文祖鎮北
 平 原
 二疊石炭紀層
 天源公司借區一〇、五一七公畝、九二(三二五、五三七坪)
 二 尺
 半無煙
 堅坑貳箇、徑八尺、深度五七米
 現在なし
 馬、小車、大車
 不 明
 天源公司
 不 明

- 一、設 備
 - 一、事 務 員
 - 一、稼 働 者
 - 一、沿 革 現 況
 - 一、販 賣
 - 一、將 來 性
 - 一、備 考
 - 一、調 査 年 月 日
- ボイラー貳本、牛皮排水、捲貳臺
 五 名
 坑内五名、坑外十名
 休坑中なりしを最近排水をなし出炭中なりしも十日より出水増加せしため牛皮排水中なり
 地、揚 販 賣
 未 知 數
 昭和十五年八月二日

◎天 源 煤 鑛

- 一、位 置
 - 一、地 形
 - 一、地 質
 - 一、面 積
 - 一、炭 層
 - 一、炭 質
 - 一、坑 口
 - 一、出 炭 高
- 山東省章邱縣埠村東
 小丘並に平原
 二疊石炭紀層
 六八、九二二公畝、五五(一、〇六七、六四六坪)
 一米四四行層
 半無煙
 新坑堅坑壹、徑九尺深さ八〇米
 現在なし

- 一、運搬 坑所より明水驛迄輕便軌道附設しあり五輛汽罐車一臺にて六輛積貨車五臺を繋引す
- 二、許可年月日 民國十三年三月十二日(大正十三年三月十二日)
- 一、鑛業權者 天源公司
- 一、經營者 協大公司と稱するも不明
- 一、設備 ボイラー十一本、ポンプ十臺、捲機四臺線其他レール、炭車、センペン、附屬品、舊船備相當あり
- 一、事務員 十名
- 一、稼働者 坑内五十名、坑外三十名
- 一、沿革現況 相當古き歴史を有し幾多曲折の後舊鑛坑五井は全部水浸し廢坑となり目下新坑一坑開鑿着灰せしめ出炭を計らんとせしに數日前の降雨にて少量の出水あり、鋭意排水中なり
- 一、販賣 地場消費並に産鑛会社に販賣せり
- 一、將來性 新坑は舊採掘跡と關係なく採掘なせば下層の採掘と併せて極めて有望にして運輸機關も有し、西章邸炭田の中央に位し、各方面より検討して最も將來性有るものなり
- 一、備考
- 一、調査年月日 昭和十五年八月二日

地質

炭田及其附近を構成する地質は左の如し

- 一、奥陶紀支那層上部
 - 下部濟南系——暗灰色石灰岩——褐色白雲質石灰岩(下部濟南石灰岩層)綠灰色泥灰色上部濟南系 (上部濟南石灰岩層)黑色石灰岩
 - 二、二疊石炭紀博山系
 - 含炭層……砂岩及頁岩、石灰岩を含む
 - 大奎山層……石英砂岩及雜色頁岩層
 - 三、三疊珠羅紀新泰系……赤色砂岩層
 - 四、第三紀鮮新期瓜漏河層……石炭質礫岩
 - 五、第四紀
 - 洪積層……黄土層……黄土及石灰質礫岩
 - 沖積層……沖積層……砂及黄土
 - 六、珠羅紀及其後、火成岩……閃綠岩、閃綠岩、輝綠岩、粗粒玄
- (此項九大土質學教授渡邊博士大正九年實地調査書に依る)

炭層の賦存狀況及炭質

本炭田の炭層は概ね南方より北方に傾斜すれ共東方は瑚山山脈の幡居に依り淄川博山炭脈との連接を挾少ならしめ自然直影響を受けて露頭は次第に東方に迂廻し半圓形を成し、東南隅瑚山山脈と危山、青旗山との分る、所瓜漏河支流上流文組鎮西方と埠村東南部の低地に涉り南西に向斜軸を形成す

更に埠村南方瓜漏河上流崇山、河南山二帯は緩傾斜にして山麓に露頭露出し走向東西にして黄土を以て覆はなし北方一望の平地に傾斜す本炭層は淄川博山と連續するものなれ共淄博炭層は十一層なるに本西章邸炭田は蓋家莊附近に於て炭層十三層を見る走向及露頭の關係より三區域に區分して説明すべし

東方珊瑚山麓の露頭は先づ東より西に傾斜し次第に此方に曲り即ち本炭層の本傾斜に従ひ瓜漏河の中流に至り崇山、河南山の露頭炭層と一致する一域と文祖鎮南方寶生炭礦附近より西方に傾斜する部分と埴村の南東方より北西に傾斜し向傾軸を形成する二區劃と更に埴村南方崇山、河南山麓より北に傾斜せる本傾斜との三區域を以て形成す

炭層は第一層より十三層ありて上中下の三群に分つ事を得、上部炭層群を五行層迄とし中部炭層群を六—九層とし以下を下部炭層群として考察するに各炭層群中一、三層層及五行層十層層の四炭層は薄層及炭質不良等にて採礦不利とす其の他の九炭層は炭厚一米突乃至三米突にして合計貳拾八尺に及ぶ然して深夜百米突以上は土法採炭に依り亂掘せる形跡あり且つ斷層、向斜軸等採礦不能部を除くも猶四億噸以上埋藏せるものと認めらる炭質は上中層群は半無煙炭下層群は有煙炭にして六千乃至七千五百カロリーと認定せらるゝも確實なる所は目下分析中に付き後日發表すべし

本調査に當り接渉したる主なる關係官廳並に關係者

一、商工省

- 前商工大臣 藤原銀次郎閣下
- 前商工次官 岸信介閣下
- 燃料局長官 東榮二閣下
- 福岡鑛山監督局長 中村幸八閣下
- 全 總務部長 榎本謹吾殿

二、内務省

- 前内務大臣 兒玉秀雄閣下
- 愛知縣知事 兒玉九一閣下

一、逓信省

- 前逓信大臣 勝正憲閣下

一、興亞院

- 興亞院政務部長 鈴木少將閣下
- 興亞院經濟部長心得兼第一課長 毛利於免英殿
- 全 華北連絡部長官 森岡少將閣下
- 全 次長 鹽澤少將閣下
- 全 第一、第二局長 竹内新平閣下
- 全 調査官 渡邊大佐殿
- 全 鑛産室技師 山口六平殿
- 全 全調査官 池知正夫殿
- 全 全技師 山崎直樹殿
- 全 書記官 溜淵忠利殿
- 全 鑛山室 手島技手殿
- 全 全 新井技手殿
- 全 全 渡邊屬殿

一、企劃院

- 全 全

企劃院次長
一、北支派遣軍多田部隊

本部參謀第四課長

全 參 謀

全 參 謀

一、山東省特務機關

機 關 長

全 副 官

全 上 官

山東公署建設廳々長

全 上 顧問

全 上 顧問補佐官

北支派遣飯田部隊參謀長

全 土屋(一)部隊長

全 副 官

全 情報部長兼副官

全 明水驛警備隊長

植村甲午郎閣下

有末大佐殿

松本中佐殿

根岸少佐殿

河野少將閣下

堀尾中尉殿

小林秘書殿

莊維屏閣下

西田畀一閣下

松井益太郎殿

本郷少將閣下

土屋中佐殿

江守少尉殿

德照少尉殿

赤崎少尉殿

(七月廿一日戰闘にて戰死)

全 高橋隊

全 上

全 兵士

一、北支派遣麥倉部隊

穴戶隊長

太原越生部隊本部

一、北支派遣長谷川(美)部隊

吉井部隊長

全 山村部隊清水隊長

北支派遣鷲津部隊高級副官

全 上 守西隊長

北支派遣秋山部隊餘田部隊長

全 上 副 官

一、華北交通株式會社

運輸部配車課長

全 主 任

全 次 席

福岡日日新聞北支總局長

阿部軍曹殿

元橋軍曹殿

拾參名殿

穴戶中尉殿

伊藤大佐殿

吉井中佐殿

清水中尉殿

中島中佐殿

守西大尉殿

鈴木中尉殿

鈴木中尉殿

井手譽殿

荻秋太郎殿

坂本芳男殿

田中齋之殿

日産化學工業株式會社取締役

全 全

外地調查部參事

全 北京事務所長

全 全

軍管理陀里高錢鐵路總辦事所支配人

全 全

全 全

全 全

一郡組北京支店支店長

全 濟南支店支店長

全 徐州支店

軍管理 興中公司柳泉炭鑛長

株式會社 興中公司

軍管理 柳泉炭鑛

全 全

全 全

中尾 謹次郎 殿

上田 武次郎 殿

早田 義孝 殿

木村 謙次郎 殿

菅沼 三郎 殿

有留 重利 殿

葉山 平吉 殿

三好 重喜 殿

末廣 知彦 殿

森 就一 殿

荻島 二男 殿

大城 富三郎 殿

芹澤 達三郎 殿

齋藤 彌三郎 殿

富川 源六 殿

永濱 休四郎 殿

江田 美鑑 殿

甲斐 美鑑 殿

山東鑛業株式會社支配人

兼山東煤鐵產鑛公司濟南支店支店長

博東公司

全 第二採炭所長

朝鮮銀行濟南支店

濟南市 東省號

章邱縣大冶莊大冶炭鑛現場主任

濟南市 丸通運輸公司

全 東亞ホテル

信正洋行濟南支店

協中煤鑛股份有限公司 鑛山分事務所主任

新民報山東總支社濟南駐在員

協大公司技師

朝日新聞濟南特派員

全 通信員兼青島通信部

川南工業株式會社門頭溝鑛業所全所長

全 坑外主任

全

瀧澤 淳 殿

牧野 孝行 殿

小山 忠藏 殿

岸原 正一 殿

支店 長 殿

岡田 有弘 殿

中元 島太郎 殿

武田 末吉 殿

川出 由之助 殿

山下 平太郎 殿

周長 垣 殿

楠本 謹一 殿

郭威 東 殿

鄉康 夫 殿

生部 登良 殿

長江 慶助 殿

池田 朔郎 殿

坂本 豐次 殿

以上

石炭配給調整規則解説

(商工通報ニ據ル)

——(規則は前號に掲載)——

一、石炭配給調整規則制定の理由

——石炭界の新體制——

A——八月二日の官報を見たのだが、石炭に就てまた難しい法律が出たね。

B——君のいふのは石炭配給調整規則のことだらう。あれは法律ではない、「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」に基く商工省令だ。

A——その省令で石炭をどうしようと言ふのかね。戦時經濟を動かすのに石炭が重要缺くべからざるもの位は僕でも知つてゐるつもりだが。

B——つまり、その貴重な石炭が無駄に使用されない様

に、また生産者から消費者の手に出来るだけ圓滑に渡る様にしようとするのが今度の規則の目的だ。その爲めに石炭業者も石炭の消費者も此の規則に依つて統制を受けて貰はなければならぬのだ。

A——成程。然し今迄もさういふ統制がなかつた譯ではあるまい。

B——勿論さうだ。石炭販賣取締規則が施行されてゐた處が今度統制のやり方を變へる必要があるのだ、新しく石炭配給調整規則が制定されることになつたのだ。

A——どうして統制のやり方が變はるのかね。

B——この前の議會を通過した法律で石炭配給統制法と

いふのがある。此の法律で日本石炭株式會社といふ國策會社が設立され、今年の十月一日からは内地で生産される石炭も、原則として總て此の日本石炭株式會社に賣渡さなければならぬ事になつたのだ。そして政府の指導監督の下に此の國策會社の活動に依り配給を圓滑にし價格を適正ならしめようとしてゐる譯だ。

A——それは石炭界の新體制だね。

B——さうだ。だからこの新體制にあはせて石炭の配給に關する統制法規も新らしくしなければならぬのだ。

A——だが少し變だな。石炭配給統制法で日本石炭株式會社が國策的活動をすれば、その外に新しく規則など作る必要はないではないか。

B——その疑問はもつともだ。日本石炭株式會社が一手に買取つた石炭を、直接會社自身の手で使用者に販賣することになれば、會社に對する政府の指導監督さへ行はれば、外に規則の必要はないかもしれぬ。然し新體制もこれまで急進的ではない。日本石炭株式會社の買取つた石炭は、アール平準化した價格で、大體もとの生産業者、輸移入業

者に賣戻され、そこから從來の様に或は直接使用者に、或は販賣業者の手を経て使用者に販賣されることになつてゐる。戦時經濟の現段階では、この販賣業者も使用者も共に高度の統制に従つてもらはなければならぬのだ。そこで、石炭配給統制に依る日本石炭株式會社を中心とする統制の外に、これに對應して戦時統制の基礎法規が必要となるのだ。

A——宮本武藏の様に兩刀使といふ形だね。

二、需要者側の統制

——生産者も使用許可が必要——

A——今度の規則に依つていづれ從來より統制が強化されることになるのだらうが、我々の家庭でも石炭を買ふのに許可が要ることになるのかい。

B——石炭の買受の許可が要るのは規則の第一條で從來通り常時月額八百五十觔以上を使用する所謂大口使用者に限られてゐる。

A——さういふ大口使用者は何時でも買受に許可が要るのか。

B — 船舶用に使用する石炭、販賣する目的で買受ける石炭については許可は要らない。

A — さういつて買つた後で他の用途に使ふ悪い奴がないか。

B — それを防ぐ爲めに第三條に許可を受けずに買つた石炭を許可なしに買受の目的以外の用に供してはならぬと書いてある。

A — 買受の許可を受けて買つた石炭はどうなのた。

B — やはり第三條で許可を受けなければ他人に譲渡が出来ないことになつてゐる。

A — 大口使用者は買受の都度許可を受けるのか。

B — 上期に買受ける石炭については前年十二月三十一日迄に、下期に買受ける石炭については六月三十日迄に商工大臣に申請書を提出することゝなつてゐる。上期は四月一日から九月三十日迄、下期といふのは十月一日から翌年三月三十一日迄のことだがね。第二條にはこの外申請の手續について規定してある。

A — 買はずに石炭を使ふ者は、自由勝手のわけだな。

B — いや違ふ。さつき話した石炭界の新體制で、自分で生産した石炭も、輸移入した石炭も原則として全部日本石炭株式会社に賣渡することになるのだから、買はずに石炭が使へる者は大體無いことになる。

A — それなら例外として日本石炭株式会社に賣らなくてもよい石炭はどうなるのだ。

B — なか／＼突込むな。ところが、新しい第四條といふ規定がある。この規定に依つて、大口使用者のうち、自分で生産し、輸移入した石炭を、當該石炭山の事業用とか發電事業用、製鐵事業用、人造石油製造事業用に使用する者は使用の許可を受けることになつてゐる。此の場合は、石炭配給統制法の關係では日本石炭株式会社に賣渡す必要のない場合に當るが、石炭配給調整規則の方では使用の許可が要ることになつてゐるのだ。許可申請の手續は規則の第五條にある。

A — すると買受も使用も自由なのは小口使用者だけだね。

B — 規定はさうだが、消費規正の精神は小口使用者と

雖も重要なことだ。

三、供給者側の統制

A — 需要者側の統制は大體わかつたつもりだが、供給者の方はどう統制されるのだ。

B — 内地に石炭を供給する者としては、生産業者と外國からの輸入業者と外地からの移入業者とがあるが、之等の者は原則として皆石炭を日本石炭株式会社に賣渡すことに、石炭配給統制法できまつてゐることは、さつき話した通りだ。

A — として日本石炭株式会社がそれを大體もとの業者に賣戻すのだつたね。

B — そうだ。然しこれは別にさういふ規定がある譯ではなく、統制上必要な場合は別として當分さういふ風に運用しようとするのだ。

A — それでは日本石炭株式会社が一手に買取つた石炭をでたらめに賣渡さない様にする必要があるだらう。

B — その爲めに石炭配給調整規則の第六條で日本石炭株式会社が毎年上期と下期の配給計畫をたて、商工大臣の

承認を受けることになつてゐる。商工省ではその配給計畫が適當かどうか調べ、適當と認めれば承認する譯だ。規則の第九條に依つて、日本石炭株式会社がこの承認を受けた配給計畫に従つてでなければ石炭を賣渡すことが出来ない

A — 成程さういふ仕組みか。然しこれでは生産業者、輸入業者に石炭が戻るだけではないか。

B — ところが日本石炭株式会社の各業者から、いろいろの値段で買つた石炭を、品質に應じて一定した價格で賣渡すことになるのだ。

A — 高く買つて安く賣渡すこともあるのだね。それなら買戻した業者が勝手な價格で勝手な向へ賣ればせつから新體制もめちやく／＼になるだらう。

B — そこで、石炭配給統制法に依り日本石炭株式会社が買つた石炭を他人に販賣する價格は、日本石炭株式会社が指示し得ることになつてゐる。

A — これに従ひさへすれば、何處へ賣つてもいゝのか

B — さうはいかない。さつき話した日本石炭株式会社が作成して商工大臣の承認を求める配給計畫には、日本石

炭株式会社自身の販賣計畫の外に、販賣の目的で日本石炭株式会社から石炭を買受ける者が其の石炭をどんな方面に賣るかといふことも含まれてゐるのだ。商工省は之を承認することに依つて、石炭が必要な方面に無駄なく圓滑に流れるやうにしようといふのだ。

A——さうか。その配給計畫には一々の賣渡先まで出てゐる譯だね。

B——大口使用者や、特に必要な使用先は全部出るが、小口向は道府縣別に概括して出るだけだ。その小口向の分は、配給計畫について商工大臣の承認があつたならば商工大臣の指示に従つて道府縣別の明細表に作成されて夫々の地方長官に提出されることになつてゐる。

A——配給計畫は半年毎にきまるといふ話だつたが、きまつた後で事情が變つたときは變更できるのだらうね。

B——勿論のことさ。そのときは配給計畫をきめる場合と同じ手續をとることになる。また必要があれば商工大臣の方から進んで變更を命令することも出来るし、地方長官もその道府縣の明細表の範圍内に限つて變更命令が出せる

ことに規則の第八條で規定されてゐる。

A——さうか。だがその配給計畫や明細通りに業者が販賣すればよいが。

B——規則の第十條で日本石炭株式会社から販賣の目的で石炭を買つた者はその石炭を賣るには、日本石炭株式会社から交付される販賣指圖書に依らなければならないことになつてゐる。この販賣指圖書は日本石炭株式会社では商工大臣の承認を受けた配給計畫や、地方長官に提出したその明細表に依つて交付すべきことに規定されてゐる。だから、結局生産業者や輸入業者は日本石炭株式会社から買受けた石炭を日本石炭株式会社の配給計畫やその明細表通りに賣ることになる譯だ。

A——たとへ一應でも販賣指圖書に依るのでなければ賣れないのだね。

B——いや、例外として御料品、船舶用品を賣渡すとき販賣業者や使用者への賣渡數量が一月二百匁未満のとき、天災事變其の他已むを得ない事情があつたときは販賣指圖書に依らなくてもよいのだ。

A——これで需要供給の両面から配給統制が行はれたといふ次第だね。

B——まださうあつてははいけない。内地の他の業者から石炭を仕入れて販賣する販賣業者が残つてゐるよ。

A——さう、日本石炭株式会社から直接買受けずに生産業者や輸入業者から買受けて販賣する業者は、日本石炭株式会社の販賣指圖書に依る譯にいかないからね。

B——その代りに、指定仲買團體に加入してゐる販賣業者であれば指定仲買團體の交付する販賣指圖書に依つて賣ればよいのだ。規則の第十一條に規定がある。

A——指定仲買團體とは何だね。

B——販賣業者を社員又は株主とする会社か販賣業者の組織する團體で商工大臣が指定したものだ。この指定を受けた販賣業者の会社や團體は、そのメンバーの取扱ふ石炭について日本石炭株式会社の場合と同じ様に配給計畫を作成し商工大臣の承認をうけ、その明細表を地方長官に提出し、また之等に従つてメンバーに販賣指圖書を交付するのだ。商工大臣や地方長官や變更命令も日本石炭株式会社の

配給計畫や明細表の場合と同じだ。かうして販賣業者の配給も統制されるのだ。

A——指定仲買團體は澤山あるのか。

B——従来の石炭販賣取締規則でも販賣業者の統制は大體これと同じ様に行はれてゐたので、そのとき所謂乙號團體として認められてゐた八の統制團體は指定仲買團體と看做されることに今度の規則の附則に規定してある。あとは今後原則として各道府縣に一團體づゝ指定する方針ださうだ。この指定を受けようと思ふ團體は主たる事務所所在地を管轄する地方長官を經由して商工大臣に申請することができる。

その申請や、指定のあつた場合の細いことは規則の第十五條と第十六條とに規定してある。

A——指定仲買團體に屬する販賣業者が販賣指圖書なしで賣ることが出来る様な例外はやはりあるのだらうね。

B——大體さつき話した日本石炭株式会社の販賣指圖書の場合と同様だが、たゞ販賣業者や使用者に對する賣渡數量が一月五十匁未満までが指圖書無しで賣れる點が違つて

る。

A——石炭の供給者側にかういふ統制が行はれてゐては、需要者はこの石炭業者の所へ行つても石炭が買へるといふ譯にはいかなくなるのだね。

B——大口使用者等については特にさうなるね。そこで規則の第十二條には、日本石炭株式会社や指定仲買團體が販賣指圖書を交付したときは、その販賣指圖書に記載してある賣渡先に、どの業者にどれだけの石炭を賣ることを認められたか等のことがかかる様に通知をすることが規定してある。これを見て、その業者の所に行けばまあそれだけ買へる譯だ。

A——指定仲買團體に屬してゐない販賣業者はどういふ風に統制されるのか。指定仲買團體が一通り出来るまではさういふ販賣業者が相當多い筈だ。

B——それは直接商工大臣の賣渡許可を受けなければ石炭を賣ることが出来ない。規則の第十三條は日本石炭株式会社や指定仲買團體が配給計畫や明細表に依つて賣渡す場合、日本石炭株式会社から石炭を買受けた者がその石炭を

日本石炭株式會社の販賣指圖書に依つて賣渡す場合、指定仲買團體の販賣指圖書に依つて販賣する場合、生産業者や移入業者が日本石炭株式會社に賣渡す場合、それから生産業者がその所屬する指定會社に賣渡す場合の外は、石炭を販賣する者は總て商工大臣の許可を受けずに石炭を賣渡することが出来ないとしてゐる。

A——小賣商が家庭用に販賣するのまで一々商工大臣の許可を受けるのは大變だ。

B——やはり例外はあるさ。御料品や船舶用品を賣渡す場合、販賣業者や使用者に對する賣渡數量が一月二百匁未満の場合、さき程話した様に大口使用者が讓渡の許可をうけた場合、それから天災事變其の他已むを得ない事情があつた場合は、商工大臣の許可がなくても石炭を賣渡することが出来る。

A——許可を受ける手續はどうすればいいのだ。

B——規則の第十四條に依つて、賣渡先、賣渡さうとする石炭の銘柄別數量等を記載した書類に、その石炭の賣渡先でその石炭を賣ふといふことを證明する書面をつけて商

A——闇取引を取締らうといふのだね。

工大臣に提出することになつてゐる。なほ、この許可を受けても石炭の品位が低ければ別に石炭品位取締規則の許可がなければ賣ることができないことをつけ加へて置かう。

A——石炭の配給統制もなかくめんどうなことだね。

B——なにしろ、大切な物資だからね。

四、如何にして統制を勵行するか

——各種の手續——

A——石炭配給調整規則にまだ何か規定があるのか。

B——いま、で話した様な統制が實際規定通り行はれることを確實にするための規定がある。まづ、第十七條に依つて石炭の生産業者、輸入業者、移入業者、販賣業者は帳簿を備へてその業務の状況を記載して置かねばならないとされてゐる。

A——そんなことは規定をまつまでもなく營業上當然の話だ。

B——次に第十八條に依つて商工大臣や地方長官は當該官吏に販賣業者、大口使用者等の帳簿其の他を検査させることが出来る。

A——闇取引を取締らうといふのだね。

B——それから第十九條に依つて、日本石炭株式會社から販賣の目的で石炭を買受けた者や指定會社のメンバーたる生産業者は、その石炭の賣渡実績について毎月日本石炭株式會社に報告書を提出しなければならない。

指定仲買團體のメンバーたる販賣業者も同じく毎月賣渡実績の報告書を指定仲買團體に提出するのだ。最後に第二十條で日本石炭株式會社や指定仲買團體は毎月自身の賣渡実績と共に、第十九條に依つて提出を受けた販賣実績の報告書を取纏めて商工大臣に提出することになつてゐる。

A——日本石炭株式會社と指定仲買團體とは特別に關係はないのか。

B——日本石炭株式會社はとにかく石炭配給統制法によつて設立された石炭配給統制の中心機關だから、指定仲買團體と緊密な連絡が必要だ。そこで指定仲買團體が作成した配給計畫は商工大臣の承認をうけるために提出する際に日本石炭株式會社を経由すべき規定になつて居り、そして日本石炭株式會社は之を商工大臣に進達するときには之に

關する意見を附することが出来る規定されてゐる。つまり實際問題として日本石炭株式會社で指定仲買團體の配給計畫の綜合調整をやるわけだ。また、指定仲買團體が商工大臣に提出する販賣実績の報告書は日本石炭株式會社にも提出することゝなつてゐる。かうして日本石炭株式會社を中心として綜合的な配給統制が行はれる様に圖つてゐるのだ。

A——石炭配給統制法やその施行規則に指定會社とか指定團體とかいふものが規定されてゐるさうだが、指定仲買團體とはちがふのだらうね。

B——違ふとも。指定仲買團體はさつきも話した様に販賣業者の統制團體だが君のいふ指定會社や指定團體は生産業者の團體で、石炭配給統制法に依つて日本石炭株式會社に生産業者が石炭を賣渡す場合や買戻す場合に、そこで取纏めて仲繼をする機關だ。だから石炭配給調整規則に於ても統制權は別に認められてゐない。そして日本石炭株式會社の配給計畫には、指定會社のメンバーである生産業者の販賣計畫も含まれて居り、従つて之等の業者は日本石炭株式會社の交付する販賣指圖書に依つて賣渡すべきことになつてゐる。しかし日本石炭株式會社が販賣指圖書を之等の業者に交付するときには指定會社や指定團體を經由して交付し、また之等の業者が日本石炭株式會社に報告書を提出するときには指定會社や指定團體を經由することにきめられてゐる。

A——新しい規則は何日から施行されるのか。

B——それは公布の日、即ち八月二日だ。然し日本石炭株式會社の石炭の一手買上業務の開始が今年の十月一日からなので、石炭配給調整規則の實質的の適用も之にあはせて十月一日からなつてゐる。新しい規則の附則に「本規則ノ規定ハ昭和十五年九月三十日迄ニ爲ス石炭ノ買受、讓渡、使用又ハ賣渡ニ付テハ之ヲ適用セス」とあるのはこのことだ。

A——それまではどうなるのだ。

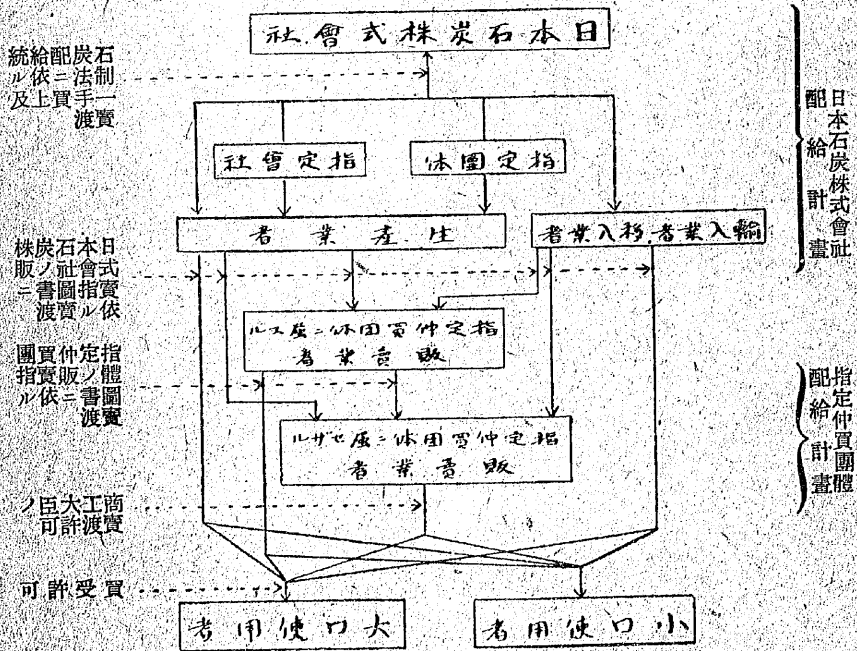
B——従来の石炭販賣取締規則は今年の十月一日から廢止になるので、九月三十日迄は今迄通り此の規則が適用になるのだ。

A——それでは九月三十日迄は新規則は無いと同じだね
B——さうではない。十月一日以後のための買受許可、使用許可、配給計畫の承認、賣渡許可等の手續的規定は活動してゐるのだ。

A——この規則には罰則はないのか。
B——罰則は根據法律の輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件第五條、第六條等が適用される。最高は一年以下の懲役だ。

A——一人も違反者など出ない様にしたいものだね。
B——同感だ。石炭は全經濟活動の基礎なから、官民協力して圓滑に配給統制を實施して欲しいものだ。こゝに石炭の配給系統を圖解したものがあから君にあげよう
A——いろ／＼どうも有難う。

九月十九日木曜 五九四頁上欄
◎商工省告示 第五百五十二號
石炭配給統制法第一條ノ規定ニ依リ石炭ノ取扱ヲ爲ス會社左ノ通指定ス
昭和十五年九月十九日
商工大臣臨時代理 田 烈
一、互助會石炭株式會社
一、北海道石炭販賣株式會社
一、常盤石炭株式會社
一、宇部石炭株式會社



日本石炭株式会社其後の動き

參與決定と石炭買取価格問題

日本石炭では定款第六十一條に基き、參與を決定する事になり申請中の處、七日付を以て商工省の認可を得た。參與氏名左記の通りである。

△三菱鑛業株式会社取締役會長	川、手、捨、三	△五助會石炭株式会社社長	山、本、平、八
△三井鑛山株式会社取締役會長	川、島、三、郎	△同 專務取締役	武、内、禮、藏
△北海道炭礦汽船株式会社取締役會長	島、田、勝、之、助	△同 相談役	中、島、德、松
△三井物産株式会社取締役	石、田、禮、助	△北海道石炭販賣株式会社社長	茂、木、泰、次、郎
△古河石炭鑛業株式会社副社長	吉、村、萬、治、郎	△任友鑛業株式会社專務取締役	三、村、起、一
△三菱商事株式会社取締役會長	田、中、完、三	△常磐石炭株式会社社長	古、賀、春、一
△明治鑛業株式会社社長	松、本、幹、一、郎	△樺太石炭株式会社社長	足、立、盛、夫
△貝島炭礦株式会社社長	貝、島、太、市	△開瀾炭販賣株式会社社長	中、松、眞、卿
		△沖ノ山炭礦株式会社代表取締役	渡、邊、剛、二
		△株式会社麻生商店社長	麻、生、太、賀、吉
		△宇部石炭株式会社社長	梶、本、吾、市
		△日滿商事株式会社社理事長	小、川、逸、郎

△東見初炭礦株式会社社長 國、吉、信、義
 △梓島炭礦株式会社社長 高、取、盛
 △磐城炭礦株式会社社長 淺、野、總、一、郎
 △入山探炭株式会社專務取締役 渡、邊、寛、一、郎
 △朝鮮石炭組合聯合會會長 人、見、次、郎

參與は何れも大會社の幹部に統制團體の首脳部を並べたに過ぎず、豫想した程の新味は無い。しかしつゞいて開かるべき參與會議は直ちに石炭買取価格を取上げるので、その結果は非常に注視されてゐる。

石炭買取価格の決定はなか／＼の至難事で、日石當局も慎重に慎重を重ねてゐる爲に業務開始延期説さへ生まれた程であつた。

日本石炭は當初官制による委員會で決定した價格によつて買上げることになつてゐたのであるが、遂に右委員會が設置されぬことになつたので參與會がこれに代り參與會で決定した買取價格は商工省の認可を得ることに決定した、而して第一回參與會には日本石炭が燃料局の方針に基き立案したる買取價格決定方針を附議し各角度から検討を加へこれを決定する豫定で日本石炭はこの方針に基き各社個々の

石炭買取價根原案を作成し第二回參與會に附議し協賛を得た後これを燃料局に認可を申請することになつてゐる、即ち石炭買取價格に關する商工省の方針は

一、理想としては生産費プラス適正利潤並に炭質を考慮して買取價格を決定すべきであるが差當つては現在の炭價を基準とすること

一、從つて昭和系、五助會系其他アウトサイダーの値開きはこれを認めること

一、但し敷設の生産費別買取價格を決定し昭和系大手筋の中にても著しく生産費の高いもの及び五助會其他中小團體石炭にしても著しく生産費の安いものはそれ／＼現在炭價に拘泥せずこの生産費別買取價格により買取り不公平を是正することになつてゐるから日本石炭の買取價格もこの方針に準據して決定されることゝなるらしい。しかし問題になるのは粗悪炭であらう、即ち

參與會は大手筋炭礦は勿論中小炭礦の五助會、常磐聯合會北海道同交會等の各代表を以て組織され大手、中小の利害は相當相反するものがある、中小炭礦としては日本石炭の

粗悪炭防止といふ見地からする粗悪炭廉價買取方針に對し眞正面から反對することは明かであるが決定までには或いは商工當局の介入も必要と見られる、然し徒らに個々の會社の利害に捉はれ紛糾を續け買取價格の決定を遅らせることは延いては日本石炭の十月一日の開業を不可能ならしめる虞があり、この際公益優先といふ新體制の精神にも鑑み互譲圓滑なる日本石炭の運営が強く要求せられてゐる。

一説には一萬種以上に上る各銘柄別の買取價格表を參與會に附議することは徒らに各社に不平不満を勃せしむるものと見地から價格表は參與會には附議せず單に買取方針のみを諮ることになつたと言はれてゐる。とに角買取方針は參與會に於て決定する豫定であるから日本石炭の買取價格並に販賣價格案は二十日頃商工省に認可を申請することになり、これが認可は来る二十五日頃の豫定であるから日本石炭としては二十九日頃各社に對し買取及販賣價格を通告し辛うじて十月一日に間に合はせるらしい。尙新規規格区分方法は次の方法によるらしくすでに原案作成を終つて商工省に提出、近く參與會の審議に附したうへ正

式決定の運びとなつた。

日本石炭が石炭の一手買取ならびにこれが一元的配給を實行するに當つて採用する價格政策はいはゆるプール平準價格制度であつてこの場合日本石炭が石炭礦業者より買取の際の炭價は生産費の高低に應じて種々差等を設けるものであるが一方需要者に對する販賣價格は同一規格のものすべて一本とししかも同社の販賣價格と買取價格との差額は高生産費低能率の炭坑業者からは相當高く買取關係上それだけ日本石炭にとつて損失を生ずるわけでこれは政府が補償する建前になつてゐる。

この買取補償制を行ふプール平準價格制實施の方法は下記の通りである。

一、石炭販賣取締規則に基づく從來の銘柄別の規格を廢しカロリーおよび灰分含有量の多少に應じて規格を定め最高六千七百カロリー、灰分十%見當より最低四千カロリー、灰分四十%見當まで廿等級に分ける。

一、六千七百カロリー以上の高級炭および四千カロリー以下の下級炭は一應一般規格外に置き特別の取扱ひをする

た上で來年上期には出来るだけ修正する意向である。

日本石炭若松支店新機構

日石若松支店では、日石創立と同時に支店の看板を掲げ、機構改革につき立案中のところ最近に至り出來上つた。

それに依ると事務並に石炭分析所を合せ人員を倍加して約二百名とし左の如き課、係を設けて九州炭の一手取扱ひと云ふ劃期的大仕事を打廻すことになつた。

調査課、供給、需要兩係△現業課、現務機帆船、受拂三係△別に商務、庶務、會計三係を設置す。

尙四方田支店長は炭界革新の十月一日が目と鼻の眞近に切迫しつゝあるにも拘らず一部生産業者の中には一部に行はれる皮相な噂に惑はされ「豫定通り日炭の開業は疑問」と獨り合點の判断を下して統制團體にも加盟せず、更に出炭計畫、配給實績その他日炭に提出すべき書類も怠つてゐる者が少なくないので、かくては自ら墓穴を掘るものとし「日炭は是が非でも十月一日から業務を強行する」と御都合主義の早合點を排撃する炭界新體制の聲明をなした。

昭和系の大手筋は一本建で行き互助會、西部聯合會も既

一、各等級別に販賣價格を決定するがこれは前記銘柄別規格に應じ商工省がさきに決定した各標準炭價を參考として決定する。

一、買取價格は各等級の内において炭坑別にそれ／＼實際の生産費に適正利潤を附加した金額により個別的に定めこれと當該規格販賣價格との差額にそれ／＼の送炭高を乗じ補償すべき全金額を各等級別に算出する。

一、かくて各等級別に算出された補償額の總額を全送炭高で除してトン當り平均補償額を決定する。

以上の如き方法により買取價格決定に際しては原則として生産費を割らないやうに考慮されてゐるが何分にも下期の政府補償は總額で二千二百四十萬圓に過ぎないため個々の炭坑業者から見た場合從來の銘柄別標準價格よりも新買取價格が低くなるやうな場合が生ずるものもあり、かつ全般的に見てある程度の價格規正が加へられるにいたることはやむを得ないものとされる、従つてかゝる方法が石炭増産上果してどの程度の効果を發揮し得るかは實施後の成績を見なければ明言出來ないが日本石炭としてはその結果を見

に新機構が整いつゝあるにも拘らず一部生産業者のうちには舊態を墨守せんとして日炭を信頼せず必要な手續さへ放任されてゐる向が少くない、十月一日以後は如何なる事情があらうとも指定團體或は指定會社でなければ取引は出来ないで足許に火がついて慌てゝも致し方ない特に斤先業者は鑛業法では認められてゐないが、かくては資材配給その他業者の不便が多いので福岡局とも交渉の上、斤先團體たる筑豊探炭組合を指定團體とする方針である、従つて未加盟業者は速に同組合或はその他の統制下に入る必要がある。

なほ筑豊探炭組合は加入者六十坑年出炭高約八十萬噸（公稱）だが未加盟斤先業はなほ五十坑に達する見込みである

突撃三日間の標語

皆勤が見よ聖戦の弾となる
誓つて増産舉つて皆勤
移動大敵熱練無敵
落ち着く職場に輝く一生

若松石炭卸商組合の合同石炭加入問題

若松石炭卸商組合の合同石炭加入については指定販賣團體が一縣一團體と定められ、合石が福岡縣の指定となつた爲若松石炭卸商組合の合石加入は當然と視られてゐたが、いふと障害が起つて今日（九月十五日）に至るも未だに決定を見ない状態にある。

今こゝに、同問題に關する経緯を述べれば

最初合石では政府の方針に副ふ販賣團體一元化に乗り出し石炭業者四十八名に對し今回第二回目の同社加盟募集状を發した。加盟資格は本年三月末日現在以來の營業者で、取扱數量年間五千噸以上のものである。なほ若松石炭卸商組合に對してはまだ正式交渉をしなかつた。

一方若松石炭卸商組合では吉田組合長、牧野副組合長ほか役員十名が二十七日午前十二時若松合同石炭會社に萩本事務、中平、松原各常務を訪問し、販賣團體統合方針に伴ふ

卸商組合員の合同石炭加盟方を申込み、同時に合同石炭側の加盟資格條件たる年取扱數量五千噸以上ならびに本年三月末日以前の營業者であることの制限を撤廢し、無條件加盟方を要望した、これに對し合同石炭重役側では一應重役會に諮り正式回答する旨述べて會見を終つた。

かくて指定販賣團體たる合同石炭を中心に一縣一團體へ統合運動はまづ地元から開始されたが合同石炭加盟資格問題は石炭配給統制團體たる國策的立場上取扱實績を標準とするもので、假りに縣下の各業者を無制限包含統合した場合、到底統制倒れのほかないので一定の水準線を必要とするといふのが合同石炭側の統合方針であるので目下のところ制限撤廢は困難とみられた、卸商業組合員百二十餘名のうち合石側のいふ加盟資格に該當するものはおよそ組合員の三割程度といはれてゐるが、資格外の業者でも業者の合體による數量資格を認めてゐるほか小賣商も存続することになつてゐた。

そこで若松合同石炭は三日重役會を開き若松石炭卸商組合から申入れの合石への無條件加盟問題につき協議の結果卸

商側の要望をある程度容認し、加盟條件の本年三月以前に營業を開始し、かつ年間五千噸以上取扱ふものとあるをうち取扱高を三千噸以上に引下げ緩和するに決したので四日午前十一時半から萩本事務他重役が牧野卸商副組合長、武田同理事等と會見、組合側の要求たる白紙無條件加入に對し既報の如く當初の條件を緩和し年間取扱量を三千噸まで引下げそれ以下は三千噸に達する迄プロットを結成するとを返答した。

之に對し卸商組合では五日午前十時から役員會を開き飽まで白紙加盟で突つ張るか或は新條件に服するか態度を決定することとなつた。合石側では出来る事なら悉く包含したいのだが主務省の方針が嵩ブローカーは困ると云ふのだ、従つて電話一本で石炭の顔も見ず商賣してゐた様な一部の人は筋にかけられる譯だ、その點で當社としては石炭の扱高やその内容にまで立入つて制限を加へる必要が生ずるのは已むを得ないと訂ぶ方針であるが

この儘放置せば自然卸商組合は解消の外はなく卸商組合では六日午後五時より同市公會堂において總會を開催、左の

議案を提出態度を決定するところとなつた。

- 一、合同石炭に對し當組合より過般要望したる項に付同社回答の要旨報告の件
- 二、合石加入資格者は直ちに加入すべきや否や
- 三、合石加入資格を有せざる者の法人組織に關する件
- 四、小賣商組合等に加入する者あらば直ちに届出の件
- 五、轉業資金及び今次の運動費獲得の件
- 六、萬一脱退者等もあるも組合解散までの人別割及び分賦金負擔義務履行の件
- 七、出資金に對しては組合解散までの精算書に基き過不足に對する負擔義務責任を保管するの件

更に卸商組合では役員會を十二日午前十時より商工會議所で開催、さきに總會で決定した合石會社加盟資格者以外を打つて一丸とするプロック組織につき協議したが組合統一の結果、窮乏に陥る組合員の救済方法につき役員一同深田炭商組理事を訪問右の旨懇願懇談し又組合を會社組織とするか或は商業組合に強化するかについては十三日朝牧野副組合長外役員が出縣、經濟部長に面接當局の意向を打診することゝなつた。

かくして役員は十三日出縣、竹谷經濟部長に面談の結果縣

は目下全縣下の石炭販賣業者を包含する福岡縣石炭販賣規則(假稱)の作成中でこれが出来上つたうへは合石の加盟資格三千噸、本年三月卅一日以前營業の二線がなほ緩和されるらしいことが明瞭となつた、よつて卸商では十六日夜臨時總會を開き新事態の再協議をなし資格者の早急取纏めをなし統制整備を行ふが無資格者の團體組織にはなほ難關が豫想されてゐる。しかしブローカーや年間二百五十噸以下のものはこの規則が出来ても結局強度の統制は免れぬものと見られる。

福岡局異動

福岡礦山監督局では陣容刷新のため九月十六日付で左のごとく支所長級異動を發令した。

直方支所長	佐世保	支所長	技師	小岩井	康朝
命木局鑛業警察課勤務	命直方支所長	飯塚支所	勤務	技師	松元良一
命本局鑛業警察課勤務	命本局鑛業警察課勤務	本局測圖課勤務	技師	杉本	弘彦
命飯塚支所勤務	本局鑛業警察課	技師	坂上	統祥	
命佐世保支所長					

燃料局分課規程中改正

燃料局分課規程中左ノ通改正シ去月三十一日ヨリ施行セリ

第一條中 「炭業課」 「炭政課」
調整課ヲ調整課ニ改ム
「監督課」 「炭業課」

第八條 石炭部炭政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、石炭ノ生産又ハ配給ニ關スル綜合事務ニ關スル事項
- 二、石炭ノ生産又ハ配給ニ關スル團體ニ關スル事項
- 三、石炭配給統制法ノ施行ニ關スル事項

第十條 石炭部炭業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、石炭ニ關スル鑛業法ノ施行ニ關スル事項(鑛業權ノ設定、變更、移轉及消滅ニ關スル事項ヲ除ク)
- 二、石炭鑛業ノ統制及助長ニ關スル事項
- 三、石炭資源ノ開發促進ニ關スル事項
- 四、石炭鑛業ノ技術ニ關スル事項

右改正により八月三十一日付、燃料局の異動が發表された

燃料局事務官 入 江 弘
燃料局石炭部炭政課長ヲ命ズ

同 原 幸 夫

燃料局石炭部調整課長ヲ命ズ

同 津 田 廣

燃料局石炭部炭業課長事務取扱ヲ免ズ

同 塚 本 徹 夫

八級俸下賜

貿易局技師 多 田 四 郎

燃料局石炭部炭業課長ヲ命ズ

常盤、宇部石炭株式會社設立

商工省の指定會社たるの体勢を調ふるべく常盤石炭聯合會、宇部石炭鑛業聯合會では準備中の處、常盤は八月二十九日、宇部は九月九日それごとく株式會社を設立した。

東京市麴町區九段二丁目三番地國際文化會館内

常盤石炭株式會社

代表取締役社長 古 賀 春 一
専務取締役 岡 部 正 樹

福岡地方鑛業報國聯合會行事

—突撃三日間實施—

福岡縣ではかねて突撃三日間の實施を計畫中であつたが愈々八月二十九日より三日間に亘り施行と決し、二十二日會長より各炭坑全従業員に對し指令を發した。

指令

來る八月廿九日より同卅一日迄の間「突撃三日間」を實施するに付各位は克く別紙趣意書の趣旨を休し敵前作業の意氣の下に各自職責を貫徹し以て鑛業報國の大使命を完ふせんことを期せらるべし

昭和十五年八月二十二日

福岡地方鑛業報國聯合會長 中村 幸八

趣意書

今次支那事變の勃發は必然的に鑛物の需要を激増せしめたる反面勞働力の不足と生産資材の不足とは鑛物増産上非常

常務取締役	園本平次郎
取締役	岩崎清七
同	中野友禮
同	菊池寛實
同	戸部光衛
監査役	小田吉次
同	尾藤憲祐
同	山口浩

宇部市西區朝日町

宇部石炭株式會社

取締役社長	梶本吾市
取締役	大石常一
同	篠崎留吉
同	岡和
同	竹中輔義
監査役	野島土人
同	昌山藏六

第一回突撃三日間實施要綱

一、實施目的

刻下灼くが如き炎熱を克服し全員出稼、移動絶減を期し鑛物増産完遂の爲敵前作業の意氣を以て鑛業報國の眞髓を發揮すること

二、實施期間

自昭和十五年八月廿九日
至昭和十五年八月卅三日

三、司令機關

福岡鑛山監督局
福岡地方鑛業報國聯合會

四、實施方法

- (一)實施範圍
福岡鑛山監督局管下全鑛山
- (二)實施機關
各鑛山鑛業報國會を主体とし鑛山生活刷新班主婦會、青少年團、愛國婦人會、處女會等各種團體をして側面の協力を保持し之等を以て組織したる實行委員會

なる障害を招示しつゝあるに不拘各位は克く之等障害を克服し非常時局に對處し一意専心鑛物増産に邁進せられつゝあるは洵に感謝に堪へず醜而聖戰の大業を視るに炎熱の南支に嚴寒の北支に日夜皇國の爲め東洋永遠の平和確立の爲め身命を賭して健闘しつゝある皇軍將兵の勞苦を思ふとき吾人は其の雄々しき姿崇高の精神に感謝感激の外なく茲に戰線將兵の勞苦を偲び銃後鑛業報國の眞髓を發揮せざる可からず然るに現下勞働力不足の折柄兎角盆正月の全休明に際し又は嚴寒酷暑の候に方り鑛山従業員の稼働率は著しく低下するを常とするの傾向あり斯くては増産報國に一大暗影を投ずるの虞あるを以て茲に皇軍將士の赤心報國の精神を休し炎熱の八月嚴寒の二月を期し敵前作業の意氣を以て突撃三日間を實施せんとす各位は克く本趣旨を諒とせられ一意鑛業報國に邁進せられんことを切望して止まざる次第なり

昭和十五年八月二十九日

福岡地方鑛業報國聯合會長 中村 幸八

尙鑛業報國未結鑛山に在りては速かに組織すること、
 未だ結成に至らざる鑛山に在りては之に代る可き團
 体を主体とし右の例に倣ひ之等を以て組織したる實行
 委員會

一、準備工作

- 一、豫め突撃三日間中に實施すべき諸般の事項に付ては過股本會主催の鑛業報國祈願と慰安の夕に參列したる模範勞務者を中心とし本行事に遺憾なきを期すること
- 二、開始前に生産擴充目標を明示し之が目標の突破を期すること
- 三、本期間中は全員出稼、移動撲滅を期し係員及従業員を督勵して之が實現に萬遺憾なきを期すること

四、實施要綱

第一日 鑛業報國祈願日

- イ、宣誓式の舉行
 突撃三日間開始に際しては煙火、サイレン等適當の手法を以て會員家族及地元民に知らしむると共に山神社又は繰込場其の他適當なる場所に集合し先づ國旗掲揚

式を爲し次で鑛山長自ら突撃三日間の開始を宣言し會員は鑛業報國の誠を效すべき旨模範勞務者をして代表宣誓を爲さしむること尙當日は療養中のもものと雖ども歩行可能な者は參加せしむること
 ロ、鑛業報國會長突撃三日間の趣旨を説明し鑛業戰士を激勵すること
 ハ、従業員家族は山神社に鑛業報國の祈願を爲さしむること
 第二日 皇軍感謝日
 イ、各自職場に於て作業開始前一分間戰歿並出征將士に對し感謝の默禱を捧ぐること
 ロ、當日缺勤、遲參又は早退したる者に輒しては之が理由書を提出せしむること
 ハ、家族等をして出征遺家族の慰問及出征將兵に慰問文を送らしむること
 第三日 全能力發揮日
 イ、突貫の意氣を以て各自最高の能率を發揮すること
 ロ、現場係員を總動員し災害の絶滅を期すること

但し緊急の處置を講ずるの要あるときは復舊に全能力を傾注すること

- ハ、當日夕刻國旗降下式を舉行し鑛山長は九月一日以降一ヶ月間皆勤運動及移動撲滅運動を實施すべき旨を宣言すること
- 五、注意事項
 突撃三日間終了九月一日より引續き管下全鑛山に對し皆

動運動、移動撲滅運動を爲し之が宣傳用語標を配布するに付各位は突撃三日間の意氣を以て本運動に協力し所期の目的達成を期せられ度
 折悪しく二十九日より雨天となり、ところによつては浸水の憂目を見た炭坑もあつたが、全従業員の意氣は天を衝くものがあり、豫期以上の成果をあげ得たのは實に心強い極みである。

公定價格表

一、六厘軸燐寸

資材課調査

種別	並型燐寸		家庭燐寸		製造業者及日本燐寸工業組合販賣價格	日本燐寸共販株式會社販賣價格	卸賣業者販賣價格	小賣業者販賣價格
	一 等	二 等	大 型	小 型				
工業組合販賣價格	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	三 四、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇
日本燐寸共販株式會社販賣價格	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	三 四、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇
卸賣業者販賣價格	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	三 三、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇
小賣業者販賣價格	一 箱	一 箱	一 箱	一 箱	三 三、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇	三 三、〇〇

平型燐寸			
無標ノモノ	日本燐寸共販標紙附ノモノ	片面標紙附ノモノ	両面
一万箇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
三、三〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
四、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
五、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
六、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
七、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
八、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
九、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
一〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇

二、細軸燐寸

並型燐寸		家庭燐寸		平型燐寸	
一、等	二、等	大、型	小、型	無標ノモノ	日本燐寸共販標紙附ノモノ
一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇

三、販賣価格は物品税を含みたるものとす。
 四、等級及型は日本燐寸工業組合の定むる所に依るものとす。

五、日本燐寸共販株式会社販賣価格は貸切貨車買主最寄驛渡價格とす。

六、卸賣業者販賣価格は卸賣業者の所在する市町村に於ける買主に販賣する場合に在りては買主店先渡價格とし其他の場合に在りては買主最寄驛著渡價格とす。

普通長靴 (十文以上)
 上等品 四、三六
 中等品 四、三〇
 並等品 三、八五

一、共販會社とは日本護謨履物共販株式會社を謂ふものにして製造業者販賣価格は共販會社販賣價格より共販會社の定むる手數量及運賃を差引たる價格によるものとす。

二、共販會社販賣價格は日本護謨被服類卸商組合聯合會所屬の道府縣卸商業組合は營業所渡價格とす、但し樺太、朝鮮、台灣、關東州、南洋群島、滿洲又は支那向の場合に於ては共販會社の指定場所渡價格とし共販會社の定むる運賃を差引たる價格に依るものとす。

三、商聯とは日本護謨被服類卸商業組合聯合會を謂ふものにして商聯販賣價格は小賣業者店先渡又は實需者渡價格とす。

四、包裝費及荷造費は賣主負擔とす。
 五、上等品、中等品、及並品の区分は日本護謨工業組合聯合會の定むるものとす。

六、前號の規格以外のもの、價格は並等品の價格の二割とす。

總 ゴ ム 靴

(單位一足)

品名	等級	共販會社 販賣價格	商聯販 賣價格	小賣業者 販賣價格
短靴(十文以上)	上等品	一、五〇	一、五〇	一、五〇
	中等品	一、四〇	一、五〇	一、五〇
並等品	並等品	一、三〇	一、四〇	一、五〇
	並等品	一、二〇	一、三〇	一、四〇
鐵山用棧付短靴(十文以上)	中等品	一、五〇	一、八〇	二、〇〇
	並等品	一、三〇	一、七〇	一、九〇

す。

再生タイヤ用練生地

品名	製造業者 販賣価格	品名	製造業者 販賣価格
山掛用ノモノ	、六	クツシヨソ	、一〇五
チユズ用ノモノ	一、三	部分用板	、七
糊用ノモノ	一、三		

本表価格は製造業者の工場渡価格とす

ゴム底編上布靴

(單位一足)

文數等級	製造業者 販賣価格	卸賣業者 販賣価格	小賣業者 販賣価格
十文以上	上等品 一、五〇	一、六〇	一、七五
	中等品 一、四〇	一、五〇	一、七〇
	並等品 一、三〇	一、四〇	一、六五
九文七分	上等品 一、四〇	一、五〇	一、六五
	中等品 一、三〇	一、四〇	一、六〇
	並等品 一、二〇	一、三〇	一、五五

- 一、製造業者販賣価格は卸賣業者店先渡価格とす但し樺太朝鮮、台灣、關東州、南洋群島、滿洲又は支那向の場合に於ては製造工業庫渡價格とし本表價格の七錢五厘下げとす。
- 二、日本謔謨履物共販株式會社の販賣価格は製造業者販賣に依るものとす。
- 三、卸賣業者販賣価格は小賣業者店先渡價格とす。
- 四、包装費及荷造費は賣主負擔とす。
- 五、上等品、中等品及並等品の区分は日本謔謨工業組合聯合會の定むる規格に依るものとす。
- 六、前號の規格以外のもの、價格は並等品の價格の十錢下げとす但しベルト底のもの、價格は上等品の價格とす。
- 七、本表價格はヒール最薄部の厚さ一糎以上のもの、價格とし其の他のものは十五錢下とす。
- 八、九文三分以下のもの、價格は九文半又は九文七分のものと、價格の五十錢下とす。
- 九、硬質ゴム底のものに付ては本表價格を適用せず。

食料品

食料品	福岡	前月比較	前年同月比較
内地白米	—	(+) 一	(+) 三
〃(中)	—	(+) 二	(+) 三
〃下	一、六	(+) 三	(+) 三
糯米	一、四	〇	(+) 三
改良麥	一、九	〇	(+) 〇
小麥粉	一、七	(+) 一	(+) 八
澱粉	一、五	〇	(+) 五
大豆	三、六	(-) 二	(+) 三
小豆	—	(-) 一	(+) 六
茶豆	二、五	〇	(+) 〇
食麵	一、〇	(+) 二	(+) 〇
饅頭	、三	(+) 五	(+) 七
蕎麥	、三	(+) 五	(+) 五
豆腐	一、三	(+) 三	(+) 四
甘藷	二、六	(+) 五	(+) 三

馬鈴薯	一、七	(+) 二	(+) 七
大根	一、五	(-) 四	(+) 二
牛蒡	一、五	(+) 二	(+) 三
キャベツ	七	(-) 一	(+) 五
葱	一、五	(+) 六	(+) 九
玉葱	六	(-) 六	(+) 三
干瓢	三、六	(-) 二	(+) 四
澤庵	一、三	(+) 九	(+) 五
奈良漬	一、二	(+) 七	(+) 元
林檎	五、〇	(+) 三	(+) 三
バナナ	一、四	(-) 元	(+) 六
内地牛肉	一、八	(+) 七	(+) 元
青島牛肉	—	(+) 四	(+) 元
豚肉	一、五	(+) 二	(+) 三
鶏肉	一、四	〇	(+) 三
牛乳	一、三	〇	(+) 三
煉乳	九	(+) 一	(+) 二
内地鶏卵	一、〇	〇	(+) 元

薪木品名	福岡縣	前月比較指數	前年同月比較指數
薪炭	一、四〇	(+) 〇	(+) 〇
平均	一、九	(+) 〇	(+) 〇
洋傘	一、九	(+) 〇	(+) 〇
雨傘	一、九	(+) 〇	(+) 〇
靴下	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
靴	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
足袋	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
下駄	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
莫大小襪衣	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
毛糸	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
綿糸	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
打綿	二、〇	(+) 〇	(+) 〇
羅紗	二、〇	(+) 〇	(+) 〇

燃料

品名	福岡縣	前月比較指數	前年同月比較指數
石炭	一、〇	(-) 一	(+) 五
コークス	一、〇	(-) 一	(+) 一
燈油	一、〇	(-) 一	(-) 四
瓦斯	一、〇	(-) 一	(-) 〇
電燈	一、〇	(-) 一	(-) 〇
平均	一、〇	(-) 一	(+) 七
品名	福岡縣	前月比較指數	前年同月比較指數
杉角材	一、八	(+) 二	(+) 三
米松角材	一、八	(+) 二	(+) 三
松板	二、〇	(-) 一	(+) 三
杉板	二、〇	(-) 一	(+) 三
亞鉛渡板	一、七	(-) 〇	(+) 二
丸釘	二、〇	(-) 〇	(-) 一
疊表	一、七	(-) 二	(+) 六
平均	二、〇	(+) 三	(+) 七

建築材料

支那	一、〇	(-) 三	(+) 〇
生鯛	一、〇	(-) 三	(+) 〇
生鯖	一、〇	(-) 三	(+) 〇
生鮭	一、〇	(-) 三	(+) 〇
監鮭	一、〇	(-) 三	(+) 〇
生鱈	一、〇	(-) 三	(+) 〇
干鯛	一、〇	(-) 三	(+) 〇
干鱈	一、〇	(-) 三	(+) 〇
昆布	一、〇	(-) 三	(+) 〇
干海苔	一、〇	(-) 三	(+) 〇
醬油	一、〇	(-) 三	(+) 〇
味噌	一、〇	(-) 三	(+) 〇
味噌	一、〇	(-) 三	(+) 〇
食酢	一、〇	(-) 三	(+) 〇
食鹽	一、〇	(-) 三	(+) 〇
食鹽	一、〇	(-) 三	(+) 〇
精製糖	一、〇	(-) 三	(+) 〇
分密糖	一、〇	(-) 三	(+) 〇
清酒	一、〇	(-) 三	(+) 〇
麥酒	一、〇	(-) 三	(+) 〇

品名	福岡縣	前月比較指數	前年同月比較指數
サングラス	一、〇	(-) 〇	(+) 五
縁茶	一、〇	(-) 〇	(+) 五
紅茶	一、〇	(-) 〇	(+) 五
コーヒー	一、〇	(-) 〇	(+) 五
煙草	一、〇	(-) 〇	(+) 五
平均	一、〇	(-) 〇	(+) 五
品名	福岡縣	前月比較指數	前年同月比較指數
縞木綿	一、〇	(-) 〇	(+) 五
捺染縞	一、〇	(-) 〇	(+) 五
金巾裏地	一、〇	(-) 〇	(+) 五
綿ネル	一、〇	(-) 〇	(+) 五
紅絹裏地	一、〇	(-) 〇	(+) 五
銘仙(著尺用)	一、〇	(-) 〇	(+) 五
富士絹	一、〇	(-) 〇	(+) 五
モスリン	一、〇	(-) 〇	(+) 五
晒絹麻	一、〇	(-) 〇	(+) 五

衣料品及見廻品

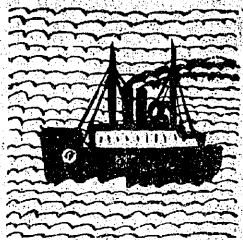
雜品

品名	福岡縣	前月比較	前年同月比較
半紙	一、五	○	(+)三
罽洋紙	一、五	○	(+)七
塵紙	一、二	○	○
化粧石鹼	七	○	(+)二
陶器	五	(+)二	(+)六
玻璃鐵器	一、五	(-)一	(+)一
バケツ	二、八	(-)二五	(+)三
マツチ	二、〇〇	(-)一	(+)三
アルコール	三、五	(+)六三	(+)八
平均	一、六	(+)五、二	(+)一九九
總平均	一、七〇	(-)〇、七	(+)三、四

一、本表の指數は昭和四年十二月十六日現在の價格を一〇〇とし單純算平均の方法に依り算出せるもの。
 二、(+)は騰貴(-)は低落○は保合を示す。

日配配合飼料

原料	配合割合	備考
澱粉粕	一〇、〇%	澱粉粕は米糠油粕、麩、酒精粕又は醬油粕を以て代用することを得
大豆油粕	一五、〇%	大豆油粕は棉實油粕、荏油粕、蘇子油粕、落花生油粕又は胡麻油粕を以て代用することを得
米糠油粕	三五、〇%	米糠油粕は麩、澱粉粕、酒精粕、醬油粕又はグルーテン、フイドを以て代用することを得
麥	一五、〇%	麥は米糠油粕を以て代用することを得
海草	三、〇%	海草は芽在を以て代用することを得
麥糠	一〇、〇%	麥糠は粟糠、黍糠、高粱糠又は稗糠を以て代用することを得
酒精粕	一四、〇%	
炭酸カルシウム	四、〇%	
食塩	一、〇%	
綜合酵素体	三、〇%	
合計	一〇〇、〇%	



石炭船運賃

一、汽船運賃

イ、遠洋

歐洲戰亂もドイツ對英敵前上陸の決行か或は空襲、レボットによる逆封鎖戰術の如何が、短期戦か長期戦かの分岐点であり世界の注視する所である。従つて運賃も戦況に左右せられ、現在は一時的に閑散なれど將來の豫想は困難にして市況の騰落は一に歐洲戰亂の推移による。

ロ、近海

北洋材、樺太炭の積取は終航切迫し切揚用船腹需要の旺盛を豫想され、之に石炭、礦石、鋼材、雜貨の輸送を考慮

二、帆船運賃

する時船腹の不足は益々加重されんとしてゐる。

日本石炭會社の事務開始を目前に控へ輸送關係に幾分の變化が期待されてゐる。即ち炭價はOIF値段を原則としてゐる關係上運賃の變動は極力抑制される傾向にある。又從來個々の回酒店により運航されてゐた帆船は日本石炭の關業と共に大同團結を要望され彈力なる統制機關としての回漕業組合の設立も必至の勢である。こゝにも時代の嵐はある。

九月若松協定運賃表

福岡縣若松市回漕商業組合

(單位壹兩に付)

仕向地 運賃 前年同期 仕向地 運賃 前年同期

和歌山縣	由良	四、四三	三、六四	和歌山	四、七四	三、九一	岡山	三、五三	三、九二	岡山川入	三、七三	三、三三
大阪府	樽井	四、八九	四、〇三	吉見	四、八九	四、〇三	宮ノ浦	三、五三	三、六二	幸西	三、五二	三、九一
	佐野	四、八九	四、〇三	岸和田港内	四、四四	三、六二	小申	三、四二	三、三三	彦崎	三、八四	三、二六
	堺	四、一三	三、四一	大坂	四、〇〇	三、三〇	宇野	三、三九	三、八〇	玉	三、九一	三、七四
兵庫縣	尼ヶ崎	四、〇〇	三、三〇	西ノ宮	四、〇〇	三、〇〇	日比	三、四二	三、八三	田ノ口	三、九一	三、八〇
	神戸	四、〇〇	三、〇〇	洲本	三、五三	三、三二	味野	三、三九	三、八〇	玉島	三、三二	三、三〇
	明石	三、五三	三、三二	江井ヶ島	三、五三	三、三二	笠岡	三、三二	三、三六			
	二見	三、五三	三、三二	別府	三、五三	三、三二	廣島縣					
	高砂	三、六二	三、六二	會根	三、五三	三、三二	福山	三、三二	三、七四	福山川入	三、四二	三、八〇
	木場	三、六二	三、六二	飾磨	三、五三	三、三二	鞆	三、三二	三、三六	因ノ島	三、〇四	三、五〇
	網干	三、六二	三、六二	那波	三、五三	三、三二	尾ノ道	三、〇四	三、五〇	糸崎	三、〇四	三、五〇
	相生	三、四二	三、四二	赤穂	三、五三	三、三二	三原	三、〇四	三、五〇	竹原	三、〇四	三、五〇
岡山縣	片上	三、五三	三、九〇				阿賀	二、九二	三、三二	吳	二、九二	三、三二
	牛窓	三、四二	三、八二	鹿忍	三、四二	三、八二	廣島川入	二、九二	三、三二	宇品	二、九二	三、三二
							山口縣					
							岩國	二、九二	三、三〇	今津川入	二、九二	三、三二
							三田尻	二、三二	三、九二			
							徳島縣					

徳島	撫養	四、〇〇	三、〇〇	小松島	四、〇〇	三、〇〇	今治	二、九二	三、三二	菊間	三、〇四	三、五〇
香川縣	小豆島	三、四三	二、八三	高松	三、三三	三、三三	堀江	三、〇四	三、五〇	高濱	二、九二	三、三二
	林田	三、三三	二、七三	坂田	三、三三	二、七三	三津濱	二、八二	三、三二	長濱	二、八二	三、三二
	丸龜	三、三三	二、七三	多度津	三、三三	二、七三	宇和島	三、三三	三、三二	八幡濱	三、三三	三、三二
	観音寺	三、三三	二、七三				但シ特殊ノ事情アルモノハ壹應ニ付金拾錢也ノ範圍ニ於テ					
愛媛縣	川ノ江	三、四〇	二、八一	西條	三、二二	二、五五	割増ヲナスコトヲ得					
	新居濱	二、九二	二、五五	壬生川	三、三三	二、八一	備考					
							一、指定仕向ケ先ヲ荷主ノ都合ニ依リ變更シ又ハ二港以上					
							ノ積揚ニナリタル時ハ相當ノ割増シヲ申シ受ケルコト					
							二、壹港ニテモ貳ヶ所以上積揚ゲニナル場合ハ第一項ニ準					
							ズルモノトス					

北支那視察より見たる支那人觀 (中)

芳之谷炭礦々主 荒 牧 健 造

權力と愛

前述した柳景炭坑で倉庫にあつたトクン板が約五十枚紛

失した事件が突發した。
齊藤氏(第一章、第二節参照)は約百人の礦警を集め之に尋
ねた。彼等は晝夜警備してゐるにも拘はらず、トクン板の

紛失については全く知らないと言へた。齊藤氏は憤慨せざるを得ない。

トタン板が五千枚盗取せられるのを常に交替して警備の任に當つてゐる百人もの鑛警が、一人として氣付くものがないと云ふ事は殆んど有り得べからざる事である。

齊藤氏は、君等が盗取したのではないかと尋問した所、彼等は頭をふると共に自分等の面子にかけて必ず之を探し出してみせると云ふ。その眞剣な表情や態度を見ると

彼等は本等に關知する所がないらしい
不思議と云ふ外はない。

後で犯人が判明した。彼は柳泉炭坑の鑛焚きであつたが何と毎晩々々倉庫に於いてあつたトタン板を或ひは馬穴に或ひは藥籠に、其他種々の工作品に變形して家に持歸つて賣却して居つたものであつた。之では鑛警の氣附かぬのも無理はない。

こゝに支那人の氣質の一端が窺はれて甚だ興味深い。彼等は他人の所有物を盗取すると云ふ事をそれ程罪惡とは思つてゐないのである。現在其の所有者が使用してゐないも

のなら、之を取つて自己が利用すれば、その方が却つて物の價値を活用する所以ではないかと考へてゐる。

支那の都會の一隅に存在する泥棒市を歩き、そこに陳列してある無数の贓品を見るとき窃盜に對する支那人の、觀念は共通的なものであり、又社會一般も或る程度それを許容してゐる。

よし泥棒を掴まへても盜品を返還すればそれでよいではないかと平然としてゐる。

日本に於いては刑法によつて各個人の所有權を完全に保護してゐるが、前述の如く中央權力のよく及ばない支那各地に於いては他人の所有權を侵害しても、國家の刑罰權は國民全部を保存する事は出來ないのである。彼等の窃盜に對する道德觀がないのではなからうか。

今後事業を經營して行く上に於いて、我々自身の手によつて嚴格なる法を作り、之を重き刑罰の下に施行し、彼等の盜取癖を矯正しなければならぬ、彼等は會社の財産を盜むことをそれ程悪いこととは思つてゐないからである。

閑話休題齊藤氏は直ちにその鑛焚きを捕縛し炭坑所屬の監

獄に入れ、氏自身裁判長となつて

その執行すべき刑罰の種類及び期間を決定せんとした。

氏は死刑の判決を下した。勿論齊藤氏個人の權力に基く判決である。こゝで公法上の用語を使用するのは不穩當であるかも知れないが許されたい。鑛焚きは豫期もしない重罰にあはてた、彼の部落の人々は彼の生命を救ふべく齊藤氏の下に哀願泣訴した。

併し氏は斷乎として死刑の宣告を撤回しなかつた。

鑛焚きは自己の生命を取り止めるべくあらゆる努力をなし、泣き叫び或ひは暴れ狂つた。しかし首の座に坐ると從容として首をさした。「没方法」任方がないと諦め切つてゐるのである。

齊藤氏はその觀念を見ると、特に生命だけは助けてやる今後かゝる事はしないやうと優しく訓戒しその縛を解いてやつた。鑛焚きは狂喜して氏の前に膝まづいて低頭百拜した事は云ふ迄もあるまい。彼の部落の人々も彼の生命を奪はないことに對して齊藤氏に感謝した。現に鑛焚き及び彼の部落の人々は、彼の生命を助けてくれた齊藤氏に對して

非常なる敬愛の念をもつてこの上なく尊敬してゐる。

此の事件は支那人を使用して行く上に於いて幾多の暗示を提供するものであらう。

支那人に對するには先づ強力なる力が必要と思ふ。彼等はその歴史の物語るが如く被征服者の地位に長らく甘んじ強大なる權力に對しては任方がないとして従順そのものであつた。彼等は強大なる權力に對しては反抗しても何らの益なき事を知つてゐる、益なき行爲は之をなさない。併し彼等が一度相手が弱者なりと信するや、必ず反抗することゝは當然である。蓋し易性革命は之天命なりとする彼等であるからである。通州事件は支那軍隊が日本の武力の僅少なるを侮つた結果ではあるまいかと思ふ。

併し力を以つて治めると共に、又情愛も示さねばならぬ。

しかし力のみでは斷じて不可、慈愛も共に示さねばならぬ。しかば如何にして此の理想を實現するか、先づ柳泉炭坑が現在採用しつゝある制度を述べてみたい。同炭坑は多數の支那歸順兵を備へ入れ之を鑛警(炭坑に於ける巡查)

となし我が兵士を以つて之を監督指揮せしめ、治安の維持を計つてゐる。

私は現地除隊兵を備ひ、之を以つて支那の歸順兵を監察せしめ、彼等をして治安の任に當らしめたいと思ふがこゝに特に注意すべきことは鑛警、或ひは坑夫等と決して冗談など言つてはならない。もしかゝる輕率な行爲をすれば支那人は我が鑛警或ひは坑夫と同等の地位を有するものになり、其の觀念を抱き、我々の威信が失墜せられ、治安維持上故障を來さしめるからである。

こゝに一言したいのは無料診察制度である。此の政策は現在迄度々行はれ來たつたものであり、表面上は相當の効果を擧げてゐるやうであるが、私はその效果に對し疑感を抱かざるを得ない。現地に行つて聞いた事であるが、無料診察が始るとあると何ら病氣を有しない支那人が病氣を装つて診察されんことを要求しそして多數の藥を貰ひ受け後で之を他の支那人に賣却して多額の金錢を取得するさうである。

又、眞實病氣に苦しんでゐる支那人が無料診察班に診察

して貰ひ、其後有料になると日本の病院は無料で診察して呉れるものと信じ前回は何もかもしてくれて、今日は如何なる理由でしてくれないのかとくどくどと理窟をならべて中々醫料代を出さない相である。之は愛を以つてした制度が却つて支那人に悪用せられる結果と成つたものである。

其の他米及び食料品の廉賣給付、衣服の配給種々存在するであらうが、支那人は簡單になつくものではないと云ふことを頭に入れて置くことは最も必要である。彼等を信頼せしめんが爲には相當の年月と忍耐を必要とする。従つて事業の遂行も亦、大陸に骨を埋むるの氣概を以つて東亞百年の大計なる見地の下になされねばならぬ。

兒童教育政策及び言語政策

之も同じく柳泉炭坑の全責任者である齊藤氏の談話である。

我々が此の炭坑を接收し作業を開始した當時は、附近の住民の我々に對する態度は實際上險惡であつた。従つて、彼等の子供達に日本式の小學校教育を施さんとした當所に於いては、彼等は疑感の念をもつてゐたものである。

集つて來たる子供達は小數であつたが、我々は誠意を以つて之に日本の唱歌を歌はせ遊戯を教へた。從來多分毛筆で漢字の練習のみを教育せられたであらう此の子供達は、唱歌や遊戯を教はることが非常に楽しいらしかつた。

彼等は家に歸つてから、學校の楽しい雰圍氣を話して聞かせたのであらう。彼等の兩親の敵意をもつた目付きが次第々々にやはらかくなり我等に敬意を表するやうに成つて來た。その後段々此の炭坑所屬の小學校に於ける兒童の數は増加の一途を辿つてゐる。

此處に重要なポイントが二つある。

その一つは、近代的教育の施行であり、他の一つは兒童を通じて、その兩親及び一家の人は日本人は我等の味方であつて決して敵ではない。信頼するに足る國民であるとの觀念を自然に滲透せしめることである。

支那に於いては大都會を除き、地方の村落には近代的教育を有し近代的教育方法をなす小學校は殆んどないやうであるから、我々が事業を經營して行く上に於てかゝる小學校を設立し適當なる教師を用ふる事は大切である。支那の

子供達は日本の子供と同じく天真爛漫である寺小屋式の教育よりかゝる現代的教育を彼等が喜ぶことは云ふ迄もない。まして、かくの如き教育を受けた兒童の將來を思へば、此の方法は相當多額の經費と遂行上の困難を伴ふと雖も斷じて實行せねばならない。

かゝる兒童を通じてその兩親及び一家の人々が日本人に好感を抱くに於いてをや。併しこゝに重大なる問題があるそれは支那語を以つて教ふべきや、日本語に依つて之をなすべきやと云ふことである。之は單に教育に關してのみならず、支那人を使用し、支那人に接する上に於いても問題となつてくると思ふ。

私は教育に關してのみならず、支那人と接する場合に於いても出來うる限り日本語を以つてなすべしと信ずる。蓋し我が國の國語に通じせしめることは我が國の文化に通じ更に我が國そのものに親しみをおぼえせしめる所以であるからである。従つて支那人をして出來るだけ日本語を憶えせしめるやうにしなければならぬ。之に關して面白い事を私は經驗をした。

濟南に於いて特務機關長河野閣下と要談を済ませて洋車に乗つた、私は降りた時いつもの如く十五錢車夫に與へたところが初めての車夫だつたが三十錢請求した。

私はいつもこゝ迄は十五錢で乗つて來てゐるので三十錢は不當ではないか、十五錢で結構だと支那語で言つた。恐らく車夫は日本語を知つてゐないと思つて支那語を用ひたのであつた。

突然車夫は大聲で、「ヨウ、云ハンワ」と言つて車を引いて立ち去つた。

私は一時こみあげてくる微笑を禁じ得なかつたが、卑しい車夫が恐らく日本人の客の何氣なく云つた言葉を記憶して居つたものであらう。

一介の車夫にして然り況して小學校兒童、その他私用、公用で接する支那人が多少の努力をなせば、必ず日本語を修得しうるものと信ずる。

彼等が日本語を修得して、我々が自由に日本語を以つて彼等と話しうるやうに成つたときは我々の政策が極めて圓滑に遂行せられる時である。

勿論、かゝる小學校兒童に關する教育も、亦日本語を支那人に修得せしめんとする理想も、短日月を以つてしては到底實現し得ざるものである。

こゝに於いても亦前述の如く百年の大計を慮つて忍耐強くなさねばならない。

しかし私は全然支那語を學ぶ必要はないと云ふものではない。我々は自分の生命財産を保護し、且事業を圓滑に遂行せんが爲には、可及的速かに理想的に云へば半ヶ年位で支那語を自由に聞きとれる迄にならねばならないと主張するものである。

蓋し支那都會に永住するとイージイ、ゴイイングに成り困難な支那語修得の情熱が消滅し勝ちであるからである。

彙報

原料炭の増産遅々

政府は本年度石炭六百萬噸増産に要する資材、勞力の優先的確保を期すると共に増産奨励金制度を設けて出炭増加を圖りつゝあるが、この施設による最近の増産状況は數量的には増産目標實現の

見込が、ついに反し炭種炭質の點から見れば必ずしも所期の成績を収めてゐない状態である即ち製鐵用及びガス用原料炭を除く一般炭の出炭状況は前年下期に比し約一七%とかなりの増産を見てゐるに對し、原料炭の増加は僅か二%程度に止まり殆どいふに足りない。

尤も一般炭の中無煙炭の如きは政府の煉炭製造奨励のため相對的に供給不足を見て居るが、ボイラー炭、ガス炭生爐用炭其他は略々需給の均衡を得てゐるに反し原料炭は送炭何れも満足な状態になく、殊に製鐵用原料炭の増産の必要が痛感され

てゐるにも拘らずその増産速度は遅々たる状態である、右の如き石炭増産の跛行状態を來した原因は

- (一) 綜合的出炭計畫の樹立せざること
- (二) 増産奨励金制度に不備缺陷が見られること

によるものである、即ち炭種並に炭質の區別により石炭鑛業聯合會及びアウトサイダ一を包含した綜合的出炭計畫を樹立してゐないことは勿論現行奨励金制度により最低標準カロリー以上の増産部分について單に數量的に適當り

四圓を一々に交付する仕組であるから採算から見ても原料炭の増産に比し一般炭の増産が有利である、右の如き原料炭不足状況は直接には鐵鋼増産に支障を及ぼすのみならず延いて基礎産業の生産擴充を阻害するので速なる對策樹立が必要であるが、その爲めには十月一日開業の日本石炭並に商工省の手により下期における綜合的出炭計

畫に基いて
一、特定工場に配給さるべき原料炭の價格には

- 一定のプレミアムを認むること
- 一、日本石炭の買上價格決定の際、原料炭の買上價格を一般炭に比し割高とするこ

一、増産奨励金制度を改正すること
等が急務とされてゐる、これにより内地における原料炭は下期増産が可能となる譯であり、一方北支、樺太等の外地原料炭は配船統制の強化により更に送炭増加を圖るべきであることとされてゐる(中外)

適正炭重點配給

商工省では本年下半期(十月以降三月末)における年間一萬噸以下需要者に對する購入許可數量について各社提出資料ならびに過去の實績を照し合せ審査を行つてゐるが、近くこれが許可を行ふことになつた、一方

商工省の一萬圓以上需要者に對する割當方針は

一、時局に鑑み各産業の重要性を比較検討し、重點主義配給を行ふこと

二、日本石炭の設立により大手筋中小炭礦筋を問はず一元配給統制が可能であるから右重點主義割當に對し適正炭を配給すること

の二點に重點を置き割當數量を決定し、軍需、軍管理工場、軍需工場、輸出産業ならびにこれら重點産業と關聯ある産樣等の順位で配給されてゐる、而して右商工省の購入許可に對する日本石炭の配給割當については既に燃料局調整課日炭と中間打合せを行ひつゝ審議が進められてゐるから購入許可があり次第これに對する配給割當は決定し右日本石炭の配給割當認可は中甸末には行はれる運びとなりよ、一元配給統制が下半年から行はれることになつた(日工)

勞務管理再編成諮問

福岡礦山監督局では管内卅萬礦山勞務者の生活安定と勞働力の維持培養を計るため勞務管理の再編成に乘出すこととし數次にわ

たる局内會議を開いた結果、實情に即した理想案を得るために福礦聯勞務協議會員三百名に對し左記六項目の諮問案を發し今月末までに回答を取纏めた上、對策根本案を制定することになつた

勞務關係法規の普及徹底▲礦山勞務者の地位向上▲勞働力の充足および移動缺勤の防止▲賃銀制度の再編成▲福利施設の企畫標準化▲勞務關係法規および提出書類の改廢(大綱)

滿洲炭礦勞務の改革論起る

滿洲に於ける本年上半期の出炭狀況は、入滿苦力の増加、資材の優先的配給による四五月分は略豫定計畫に近い好調を示し、對日供給の如きは、豫定計畫を突破する實績を収めたが、六月に入ると共に一、土建方面への勞働力吸収一般爲替關係による北支苦力の募集難、炭礦に對するマラリヤの流行

では、これが應急策として勞工協會の專屬募集、苦力の異動防止對策等により減産防止に努めた結果、八月中旬に入つて初めて稍減産率を弱め、八月上旬に比し中旬の減産率は凡そ五〇%の減少を示した、然るにまた豫定計畫量に比すれば遙に減産となつて居り、下半期の需要最盛期を目前に控へてゐるので、これが根本對策を講じ需給計畫の萬全を期する爲め、先般來經濟部礦山司では各炭礦の上半期に於ける減産の根本原因の調査を命じてゐるが、この結果殆んど大部分が下半期の増産對策と苦力對策を中心に苦力入山の見透しを基礎として樹立することになり目下礦山局、民生部勞務司、勞工協會等關係方面では下半期炭礦勞務對策を審議中で緊急對策として、炭礦勞働者に對しては

- 一、苦力の北支送金並びに苦力募集に對する特別扱ひ
- 一、諸手續出願に對する特別考慮
- 一、各炭礦別に小麥粉の優先配給
- 一、各炭礦の勞務機構の擴充
- 一、勞働者の質的向上を圖るため農閑期は炭礦勞働に熟練せる山之附近農民の動員

等の諸副業が決定してゐるが更に根本問題として、一般勞働行政と本質的に性質を異にする炭礦勞働行政を民生部が管掌する事は種々困難があり、鐵工技術員に關する行政が經濟部で管掌してゐると同様の意味で炭礦勞働行政の經濟部移管説が有力化して居り、炭礦勞働問題の根本的解決のため、それが早急な實現を要望されてゐる(九日)

若松の石炭船統合

日本石炭會社の業務開始を控へて石炭海運の重要役割を握る若松港の機帆船、帆船、被屯船約〇〇隻を包含する若松回漕商業組合(組合員約九十名)では組合員の有志が率先して資本金三十萬圓程度の回漕業株式會社を創設し、日本石炭會社の指定海上輸送團體とし活新方を日石に懇請し若松港の石炭船統合に乘出した

すでに株主希望者は五十名に達してをり大體豫定が纏まれば會社結成を急ぎ、實現の、ちさらに擴大強化の方針で準備中である(福日)

若松驛石炭船棧橋竣工式

石炭輸送基地若松港に船車の立體的石炭積込み設備として門鐵局が世界一を誇りとする若松驛石炭船棧橋竣工式は九月九日午前十時半から新棧橋の現場で舉行門鐵側から江口局長、小早川工務、小島總務、繁澤運輸、星工作各部長、岡部收夏、川口庶務ほか關係課長、來賓本間知事代理金津縣河港課技師、谷門司稅關長若松市長(代理木本助役)、伊藤石炭商同業組合長ほか石炭同輪送關係諸會社、團體代表者および門司、下關兩運輸事務所代表者、工事請負細野、藤田兩組代表者など二百余名參列

を參列者一同見學し筑豊炭田から延々押出される石炭の洪水を貨車からそのまゝ一日三万噸積みするといふ超高能率の大威容に一驚した

なほ同工事完成を祝福して石炭商組合では午後一時から市公會堂に全參列者を招き始業祝宴を張つた(大毎)

福礦局長一行肥筑炭田視察

石炭増産國策下の華やかな脚光を浴びて最近俄に問題化した肥筑炭田視察のため九月十二日福岡より新井工學士の案内で松浦線經由佐賀縣に入つた中村福礦局長監督局長荒島礦警課長一行は午前十一時新與炭坑として頓に斯界の視聽を聳てしめてゐる唐津炭坑を訪問

先づ山口社長から坑内並に掘進狀況一般を詳かに聞き盡食を済まし更に肥筑炭田西北端の門戸に當る小城郡小城炭坑を訪ね同社幹部の案内で坑内に入り、脈々として連る地底八尺本層の切羽に到り見事な黒ダイヤを見て驚歎、坑外に引揚げ引續き同坑事務所裏の露頭や選炭機その他坑外施設を巡視した後唐津に引返へし

十三日は唐津港の石炭關係輸送設備並に小城郡砥川炭坑を見た上で武雄町に一泊、十四日は住ノ江坑及び肥筑炭田東南の一門戸たるべき福岡縣三池郡山門炭坑を見て同日中に歸任した。小城炭坑視察後かうした立派な炭層がこゝに埋藏してゐることが確認されたことは國家のため誠に慶祝に堪へぬとて左の通り語つた。

小城炭坑が立派な炭層に着炭し早くも着々出炭してゐることは豫て聞いてゐたが今日坑内を親しく見學してその事實なることを知つて誠に喜んでゐる、この上は同炭坑を石炭増産計畫強行下の重要な一翼としてこれが開發を可及的に促進して國家當面の要求に應へることが我々當局及び當事者の盡すべき任務であるからこの目標に向つて一層目的達成を期して行きたい(福日)

産報、續報の二重負擔排除

産報運動と續報運動の重複による礦業界の迷惑混亂は近來指導當局乃至指導系統の見解如何に拘らずいよいよ出で、いよいよ深

刻化しつつあるに鑑み、業界では之が實情を關係當局に夫々具陳して善處方を促すと共に他方に於ては礦業界の特殊事情を強調して此の種報國運動の嶺山監督局一元化を力説して同當局をして屢々中央當局に對しこの旨を陳情せしめつゝあるが、中央當局では現地事情の如何よりも産報運動の一元性を自ら説き今俄に礦業のみの特殊觀に立脚する礦業報國運動の獨立性を認めるの態度を示さざるため、福岡嶺山監督局ではやむを得ざる當面對策により現地的に之を處理することに決し

その手始めとして過般福岡縣當局と連絡會議を開催し例へば強調週間、安全週間等その他各種行事、體育會等の催し物、講演講話會やそのほか之等に關する經費手數等の二重負擔などの具體問題に就て逐條的に懇談を遂げ大體一應の規矩を決定、相互に諒解を得るに至つたので、同當局では來る九月中旬更に管内各縣當局との協議會を福岡市に開き廣く全管内に於ける此種業者の迷惑を可及的に免除することに、なつた、尤も同當局としては産報、續報兩運動の重複による刻下の混

亂は右により一應當面的に處理はするが續報運動それ自體の特殊性は飽くまで之を認め得るまじ之が一元化に對する主張乃至この主張の貫徹に向つては引續き今後も一意邁進するもの、やうで成行きが注目される(福日)

貯炭百萬噸實現

日發の石炭手當順調

日本發送電の百萬噸貯炭計畫は遂に實現し去る八月十八日現在一、〇〇三、五二八噸(うち不適正炭三八五、六二四噸)となつたこれを前年同期の二四三、三七一噸に比較すると約五倍増で本冬需要期の石炭手當は可成り順調に運ぶ豫定である、即ち下期九州炭送計畫は目下石炭部若松事務所所で立案中だが差當り船繰りについては遞信省の配船強化と着地渡契約の増加で相當ゆとりがあり且つ若松港横出炭については新機橋完成による専用ホイストの獲得、戸畑發電所岸壁の積出し施設完成等樂觀材料が整ひつゝある(福日)

若松貯炭場は早急に着工

高柳日發石炭部長來若談

下期入りを控へて九州炭界情勢並に送炭施設視察のため日本發送電石炭部長高柳與四郎氏は八月二十七日福岡から來若、石炭部若松事務所々員に訓示後、互助會、合石日炭支店等を歴訪、午後一時から本春買収した江川尻貯炭場用地(十萬坪)を視察して一泊、二十八日門鐵訪問後歸京したが下期石炭手當並に若松貯炭場計畫に關し若松事務所で左の如く語つた。

貯炭計畫もお陸で目標の百萬噸に到達、下期送炭の船腹についても遞信省並に海運統制委員會で充分好意を持つて協力して頂くことに成つてゐるから突發事故が生じない限り昨年の二の舞を演ずるものではない、併しこれを以て満足するものではなく十月末までには樺太炭の完納、その他未納炭の一掃を期してゐる不適正炭の消化についても尼ヶ崎東發電所は重油混焼その他は高品位炭との混合燃焼を行つてゐるが低品位炭の防遏には極力努力し一方新設發電所は何れも粗悪炭燃焼裝

置を裝備せしむる方針である次に若松貯炭場は日炭の機構(着地渡し賣炭)如何に拘らず早急に着工、第一期計畫は工費二百二十萬圓で明年末までに完成の豫定である、差當り貯炭能力は六千噸程度とし積込並に濕炭施設を整へる事になつてゐる(福日)

輸入炭に代る天草の無煙炭

重點主義による生産擴充強化に必要な特殊工業用炭たる無煙炭の増産對策はホンダー炭、ドントリユー炭の輸入難からますます重要性を加へ年間百萬噸に及ぶ同輸入炭に代る炭の確保對策を進めた結果熊本縣下天草の無煙炭が灰分三%乃至四%、固定炭素八二%の良質炭であり現在日鐵八幡製鐵用炭として使用されてをり、佛印より輸入するホンダー炭の灰分五%、固定炭素八〇%や支那山西省の陽泉河南の硫黄分の多い焦作炭等を遙に凌駕し良質である(日工)

日炭開業に備へ

筑豊採炭組合準備

筑豊炭田における業者百六十二名を以て組

織してゐる筑豊採炭組合はいよいよ十月から業務を開始する日本石炭の指定團體として認定され、年産百萬噸に及ぶ生産炭も當然日炭が買上げることになるので時局の脚光を浴び漸く業界の水平線上に浮び上る、ことになつた、この朗報に接した飯塚市西畝田同組合事務所では早くも組合員の販賣事務取扱を組合一任とする委任狀の取纏めを開始した

これと共に粕屋、宗像兩郡方面業者も同組合に加入させ従來礦業權者への資材配給だけであるので紛糾を重ねてゐた資材配給も直接配給されるものと意氣込み期待をかけてゐる(日工)

中部石炭販賣

統制會社創立

愛知縣では十月一日から實施される石炭配給調整規則に即應する爲め、現在の名古屋石炭統制組合を改組して新たに中部日本石炭販賣統制株式會社(資本金十八萬圓)を九月中に設立せしめ、右會社を指定仲買團體とするに方針を決定した、依つて統制

組合では十五日午前十時から名古屋市廣小路通日本徴兵館に臨時總會を開き創立準備委員を選定するが、會社設立は大體左記方針に従ふ筈である。

一、組織は名古屋石炭統制組合以外に、現在アウトサイダーたる東部、西部兩石炭商業組合を初め、何れの組合にも屬せざる業者に対しても新會社に参加(出資)方を慈慮する。

一、資格は新會社に参加資格は月三千兩以上の取扱実績あるものは小組合その他團體を結成して三千兩以上の実績單位として参加する。

一、配給は出資株主のみに對し配給する。
一、區域は現在の統制組合は愛知、岐阜、三重三縣下の業者を包含してゐるので、新會社設立後も三縣を包括する指定仲買團體となる豫定(日工)

燃料關係豫算削減迄となし

本年度各省豫算節減の方針に基き石炭の増産奨励金、買収補償金及び新規開發助成金の削減については注目されてゐたが石炭増産の重要性に鑑み遂に右石炭關係豫算總額

八千三百六十萬圓には大した削減は加へられず一割未満の翌年度繰延が行はれたに過ぎなかつた(日工)

室蘭石炭荷役設備

北海道炭増送に至大の關係を有する室蘭水陸連絡荷役設備は既に第一期前期工事を完了、輸送上多大の便益を與へてゐるが、これが後期工事を前にして札幌工作部札幌工事務所兩者間に意見の相違を來し論争を續けてなり、關係業者間に於いても影響するところ甚大なものあるに鑑みその成行は重視されてゐる

即ち工事務所側の見解によれば前期工事に於いて完成せるカーダンパー式は融炭設備の不備により冬期作業能率の低下する點、設備費が多額に上る點等よりしてあるに對し工作部としては融炭設備の不備は今後充分強化し得るものであり更にカーダンパー式が高能率であることは過去の實績に徴するも明かな事實である點を強調諸外國に於ける大量荷役設備の例に見てもホッパー式を採用してゐる

沖繩縣人を地下の陣へ

炭山の生産力擴充陣に半島勞務者が移入參加して産業戦線を賑はしてゐる折柄水巻町日産炭礦業所では半島人のほかに沖繩縣人を移入して増産に拍車をかけることになり話題を投じてゐる、從來沖繩縣人が開拓民として南方に、また南米などに輝かしい入植をしてゐる事實に着目した同社では本年六月初旬数名の沖繩縣人を招き入坑させたところ出稼成績百%の仕事の能率も擧げてゐるので七月末さらに世帯持十六名と獨身者十名を沖繩縣國頭郡羽地村その他から募集、訓練期間を完全に終へて目下探炭第一線に立つてゐるが貰つた給料の三分の二は郷里へ送金するなど優秀な模範を示すほか無断で他會社等へ轉入するものなく一坑勞

務課系山係長は社命を帯びてさらに百名募集に沖繩へ向つた(大朝)

蒙疆鑛業開發修正

蒙古政府では國際情勢の激變に基き資金ならびに器材導入困難に伴ひ蒙疆鑛業開發諸計畫の再編成を必要としてすでに修正開發五年計畫を確立、鐵、石炭兩部門に對して重點主義をもつて臨むことに決定したしかしてかゝる方針への出發を契機として最近政府當局の意向が從來採用し來つた特殊會社主義を一擲し民營形態の積極的參加を歓迎しつゝあることは蒙疆鑛業開發今後の新動向を示すものとして注目されてゐる即ち

現在蒙疆法人たる特殊會社は九社、準特殊會社八社を數へ金鑛業會社資本金總額の九割二分を占める状態であるが、政府ではこれら特殊準特殊法人數を近く設立される興亞興業會社(假稱石炭、鐵鋼の配給を業務とする準特殊法人)を最後に併附せしその他の新規産業部門については民間をして自主的經營に當らしめんとするものである

しかして官民營事業の調整指導に當つては經營體の機能に阻害せざることを眼目とする重要産業統制法の公布によりこれを規制し、近く官制化を見る規格統制委員會の運用と相まつて開發計畫の圓滑なる運營を期さんとしてゐるものである(大毎)

資本と專業分離

商工省では新體制に即應する商工再編成を企圖し總務局に於て各産業部に對期的立案を進めてゐたところ、この程ほど立案を得るに至り今週末には具體化の運びとなつたが、石炭鑛業も當然この範疇に置かれ特に石炭の如き普遍的な原動力並に原料として重要な物資については資本家の利潤追求の對象として放棄することは許されず高度國防國家建設に必要な質と量を如何なる經濟状態に於いても確保し得る強力態勢の確立が要求せられ總務局案もこの要求が強く盛られてゐる、而して總務局では右方針の下に立案した原案の最後の具體案を確立すべく燃料局に諮問するところあつたので燃料局では三日右に關し午前午後に亘り局議を開催し検討を加へるところあつた、即

ち三日の局議は午前十時より長官室に開催東長官以下波江野第一、柳原第二兩部長、立花總務部長以下各課長出席し午前からは後までぶつ通して協議を重ねたが未だ結論を得るに至らず更に今後連日協議を行ふことになつた

而して總務局案の骨子となつてゐることは公益優先具體化の根本として現在の會社が配當を目的とする營利經營形態を改め配當は一般金利と同様、利子化を圖るさいふことを前提とし炭礦資本と探炭事業とを分離し直接事業に當るものは資本家の制約を受けず生産力擴充に必要な炭質と炭量を確保せんとする對期的な炭礦經營刷新が目論まれてゐる

資本と專業とを分離することは極めて困難なことではあるが、石炭鑛業に於いてこれを行ふに非ざれば根本的の石炭對策を樹立することは不可能に近いこと、この具體的方針としては現在の大株主が重役となり會社經營の指導となる如きことは許されず廣く人材を業界に求め必ずしも大株主でなくとも會社經營の責任者となり得ることが考へられるが、その場合政府が會社首腦部人事

の任免権を握ることが最も望ましいことであるとして商工部内に強力なる主張が行はれてゐることは極めて注目すべきでこれ等強硬方針に基づく石炭礦業新體制の確立は近く實現するものと期待されてゐる(日工)

滿炭の鶴岡炭礦好成績

滿洲における労働力の低下は採炭能率のうへに相當の影響を與へてなり、滿洲における採炭期間は昨年よりさらに短縮を餘儀なくされるものと豫想されるにいたつたが、その中であつて滿炭の鶴岡炭礦は本年上半期において月平均出炭豫定量の一〇二%を採炭するといふ好成績を収めた

すなはち滿炭では本年度開發の重點を北滿に科行し、殊に鶴岡炭礦の開發には全力を傾注したのであつて資材の優先配給や炭層の好條件に恵まれたためであるがさらに苦力の移動率が他に比較し僅少であつたことが大きな原因である、滿炭諸炭礦の苦力移動率は平均二割五分にも達するが、鶴岡のみは僅か一割程度に止まつてゐる(日工)

日石の筑豊採炭指定是認

日本産金損失補償委員會出席芳々上京中であつた福岡礦山監督局長中村幸八氏は九月九日歸任、日炭の買取價格その他につき左の如く語つた

- 一、日炭買取價格、目下燃料局で審議中であるが、此の廿日頃までに審議を了つて更に互助會邊りの業界から要望もあるので専門委員會にかけられるはずである専門委員會は新設するか又は既設の價格形成委員會石炭部會にかけられるかは未定であるが現政府としては委員會は漸次整理する方針であるから改めて新設することには疑問がある
- 一、筑豊採炭組合問題斤先業者の團體であるから之を日石の指定團體に認めるか否かに問題があつたが主務省でも認めることに異議はないやうだから日石がその團體から生産炭を買い上げることになれば當然統制手数料も貰へることになる
- 一、若松支所問題商工省に直屬するか監督局の支所となるか其邊は未定であるが若松と小樽に夫々設置することだけは方針

が決つた、本省では第二種補金支出でこの十月中にはなるだけ實現させたい意向のやうである

- 一、資材課設置問題地方礦山監督局に資材課を設置して資材關係事務の迅速適正處理を圖ることは熱烈な要望となつてゐたが愈も明年度豫算に計上して陣容の強化と共に之が獨立を實現することとなつた
- 一、資材配給一元化中央地方資材配給一貫機構も整備されつゝあるので可及的速に各種炭礦用資材配給の一元化を進める方針のももに目下主務省で折角考慮中である
- 一、日本産金損失補償枕崎製煉所ほか二ヶ所の經營並に貸付金に對する今期補填額約六十萬圓を決定した
- 一、小城炭礦問題(慶報)非常に有望なので企畫院、鐵道省、商工省鐵鋼局邊りからも續々視察にみえて、中央でも非常な關心をもつてゐる、自分もこの十一日に視察に行くはずだ(福日)

出願處理迅速化

礦業法施行細則に關する打合せ會議に東上

中であつた野田福岡礦山監督局出願登錄課長は一、二の重要事項につき

現行施行細則では第十八條に於て礦區設定の場合に一定の間隔を置くことに規定されてゐるが埋藏資源の活用を期する上から新施行細則ではこの原則を撤廢して特に必要ありと礦山監督局長認むる場合だけに之を役定させることに改正することに意見一致した、改正礦業法並に改正施行細則は今年中に公布して明年春から施行されることとなるなほ要地帶等に對する出願手續きは軍部でも相當程度緩和することに諒解成立したから今後出願手續の迅速が漸次期せらるゝこととなり、その他出願登録書類處理の迅速についての具體的打合せもあつたので今後はこの趣旨に添つて充分努力するはずである(福日)

出炭計畫新體制

さきに成立した重要産業統制團體懇談會には石炭統制團體も加盟し懇談會に於て採上げられてゐる

一、公益優先の理念に則ること

- 一、生産擴充強化本位の再組織
- 一、生産、配給、消費を一貫した縱斷的横斷的組織化

の三基本方針が決定し次第この方針に即應し石炭の生産、配給、消費に關し他産業と緊密なる連繫を有する統制態勢を整備實現することとし日本石炭、石炭礦業聯合會に於いてそれら具體案の研究を進めてゐる石炭の配給消費については既に日本石炭會社が創立され十月一日から一元的配給統制が實行されることであり大した問題はなく今後はより長く重點主義配給を徹底化すると共に他産業と連絡ある配給を行ふことであるが石炭生産方面に於いては統制機構の整備並に計畫の出炭の實行等可及的速かに實行に移さなければならぬ重要問題が山積してゐる

よつて聯合會では生産統制機構の整備について研究を進める一方十六年度以降に於いては懇談會に於いて明かにされたところの需要に應じた出炭計畫即ち必要なる炭種を必要量の炭山からこれだけ出すとかいふ行き方で出炭計畫を樹て從來の如き石炭礦業勝手な出炭は是正されることとなる譯で生産統制機構も亦この實需即應出炭計畫の實施が可能なる強力な機關とする方針で、近く石炭新體制が出

現するものと期待される(日工)

九州地方炭礦物資

配給協議會創立總會

九州地方炭礦物資配給協議會の創立總會は九月二日福岡市に於いて開催、同地方協議會メンバーは他地方協議會と異なり生産統制團體として互助會、西部聯合會、宇都礦業組合、宇都聯合會の四團體を以つて組織することになつてゐる(福日)

製鐵の石炭飢饉

八幡製鐵所は再度石炭飢饉に遭遇し生産擴張時代暗影を投じ重大危機に直面した、製鐵部では荷役作業者を加へこれの對策を八月三十一日午前十時から行つたが今回は新舊盆が連続し半島人坑夫を始め内地坑夫も缺勤した、思ふやうに採炭が出来ず一時的現象と軽く扱つてゐるが既に骸炭用石炭はスバラしく減じストック品を以てやつと爐を閉鎖しつゝ減じストック品を以てやつと推せんか重大問題に直面することになつてゐる、同所では本年始めの大飢饉に苦悶を嘗めた、苦い經驗があるため六月十二日礦山代表を招待、製鐵所の機構や生産過程、石炭の使用先等詳細見學させ説明し協力方を懇請したにも拘らず再び此の危機に直面したことで相當狼狽してゐる(大朝)

本會記事

●本社新舊株式拂込終る

本社では日本石炭株式會社設立に伴ひ業務擴張の餘儀なきに至り資本金の増資を行ふ事になり、八月二十一日の定時總會に於て全株主の満場一致の賛成を得て増資する事に決定。

先づ舊株百万圓の中、未拂込金五十万圓の拂込を終り、九月二日之が登記を完了更に四百万圓の増資(四分ノ一拂込)九月七日認可あり、直に拂込を開始し、九月二十四日には全株主の拂込を終つたので近く登記完了の申請を行ふ。

●役員異動

本社役員の中取締役藤井伊藏、犬丸甚吾兩氏は七月六日辭任、久恒貞雄氏も健康勝れざる故を以て辭任の申出があり、社員となつてゐたが、總會に於て左の三氏が選任された、

九月三日登記を了した

取締役に 和 才 角 藏 (久恒鑛業)

美 川 泰市郎 (日産化學)

高 島 誠 一 (日滿鑛業)

尙、同じく總會に於て

日産化學工業株式會社專務取締役保田宗治郎氏は會及び會社の相談役に推薦された。

又、深坂炭礦株式會社若松出張所長山下徹三氏は會社理事に就任した。

△物價審議會

八月十九日福岡市千代田ビルにて開催、手島係員出席

△第十三回購買研究會

八月二十六日午後一時、若松商工會議所に開催

協議事項

一、消費規正の件

イ、節米運動

ロ、家族制切符配給の件

ハ、全互助會分配給量決定の必要に依り日報提出の勵行

一、理研酒に付いて

一、理研燒酎の件

一、今後石炭鑛業聯合會との連絡について

一、カーペイトの件

一、家族必需品配給機構の擴大に付

一、脱脂神、繻帶、ガーゼ配給に付いて

△坑木關係協議會

八月三十日午後一時より若松商工會議所に於て開催

△坑木會議

九月四日博多商工會議所に於て開催した

△購買研究會

九月十二日午前十時より會議室に於て開催

△下期輸送對策打合綜合部會

今月は地方部會を中止し

八月二十四日商工會議所に於て綜合部會を開催した。

午前十時開會直に議事に入つた。

當日議事録次の如し

一、炭界統制強化の趨勢に關し

聖戰達成新東亞建設目的の爲に行はれし産業界への全面的統制強化の中商工省の炭界に對する統制の跡を見るに生産、價格品位配給等各方面に對し相當見る可きものあり即ち生産方面に於ては石炭増産獎勵金交付規則並ひに石炭山新坑開發助成金交付規則の發令あり、價格方面に於ては一昨年輸出入品等に基く臨時措置法に依る炭價引下命令及び昨年の價格等統制令に依る炭價の釘付を見品位方面に於ては品位取締規則の發令あり配給方面に於ては昨年の石炭販賣取締規則の公布に續き石炭配給統制法案の議會通過に依る日本石炭株式會社の設立並に之に依る一手買上一手販賣に依る全國需給の調整及配給の統制實施に伴ひ茲に曩に公布の石炭販賣取締規則の廢止とな

り新に石炭配給調整規則の發令となり全國の生産炭は日本石炭及商工省の全面的統制下に掌握される事となりたり茲に於て日石の十月一日よりの業務開始に對應し互助會としても從來の統制を強化し指定會社として壹百萬圓の資本金を五百萬圓とし人的物的の内部機構の擴大強化を計ると共に複雑多岐に亘る今後の業務へ對處する事とせり。如斯從來自由主義的經濟機構の下に生育せる炭礦業は事變處理の點より今後益々統制強化の一途を迎る可く吾々は最も需給關係の逼迫化を豫想される下期よりの日石の業務開始に對し擴大強化の互助會一体となり慎重に鑛業報國の主旨を休し日石の業務に對應して行ふ可きなり。

一、日本石炭業務開始に伴ふ輸送關係の變動に關し
日本石炭の買入引取は若松港貨車乘なるも精算は〇.1なる爲今後の賣炭〇.1が根幹となり検討される事より今後の賣炭の背後關係をなす輸送問題は下期の需給關係と共に相當重要視さる可く船車連絡の一元化は必然的に叫ばる可く殊に十月一日よりの日石業務開始に伴ふプール平

準價格が業務開始以前引取の各市場貯炭に比し安値招來を來すとの思惑が各市場をして引取を遲滞せしめ輸送を阻害せざるやとの臆測も相當行はれ居り反面〇.1賣炭の精算の遅延其他業務開始に依る變化の爲一時的に沿線消費工場方面への輸送が活潑化せざるや等の過渡的輸送の變態現象を生ずるやも知れず吾々としても一時的輸送態勢の變化等に對し動ぜず特に新体制に依る互助會の直接賣炭としての約百參拾萬噸の積取業務開始の企圖に伴ふ積取場所を必要とすべく今後の商工省、日石の指令を体しての今後の互助會としての輸送態勢も相當強化さる可く吾々業者として今後の輸送に對しては官民一途協力し輸送の完璧を期す可きなり。

一、若松棧橋工事完成に伴ふ中部日發割當並に互助會若松「ホイスト」割當の件
「立元書記説明」
改築中の中部乙の八月末日迄の工事完成に伴ひ若松の荷役能力は「ホイスト」を加へ一日〇、〇〇〇噸(〇〇、〇〇〇噸)となりたり之を一日〇千噸(〇萬噸)に査定し居

るも、大体中部乙は一日〇〇〇噸の能力を標準とし三井經理、東邦、日發を割當て「ホイスト」には直轄炭礦を持つ太平、九採、日炭、金丸、日滿を割當決定せしも「ホイスト」一日の能力〇〇噸に對し五店で〇〇〇噸の査定し標準に對し六六多余力三四多あり今後の能率を見て西部の商店中より「ホイスト」に移しても良き意圖あり殊に「ホイスト」は若松棧橋の補助機關なるに依り中部完成に依り之が撤廢論もありたるも荷役輻輳の現状より恒久化して存續する事にしたのであるから充分最大能力を揚げて戴き度し。

「若松驛」
改修工事完成後從來西部一本なりし互助會炭が中部及「ホイスト」と三箇所に分けられる事より炭礦としても若松驛の構内擴張工事に伴ふ線路、盈車線の移轉等で複雑化する事より出来るだけ一ヶ所向に集約して積んで戴き度今殊に品質上の「トラブル」より生ずる荷受上の點にて徒らに棧橋を上下し鐵道に迷惑を掛けざる様充分注意して戴きたし

「篠田書記」
西部荷役行詰の爲博多築港(一日〇〇〇噸)、大島(一日〇〇〇噸)方面の沿線に流れて居たのが棧橋改修工事完成に伴ひ相當若松に歸つてくる事と思はれる尙西部より「ホイスト」に移轉の五店の實際の使用は漏斗の修繕補修のため十月一日位になるであらう(若松驛より十月五日頃の豫定との意見開陳あり)

「若松驛」
香月驛より送炭の〇〇噸の中〇〇噸の入換あり商店も千差萬別の爲非常に困る、出来るだけ固めて積んで戴き度し尙棧橋上の労働管理の件なるも從來店別に労働者が分れ荷役をなし居り他店の事は知らぬと云ふ荷役振りは非常に能率を低下させるから労働者も責任者を一人にする様甚力を乞ふ
「安西課長」
仲仕の合同問題は西部荷役改善委員會で私に一任されて居るが日石の業務開始に伴ふ販賣系統の變更の爲今後の荷役問題も相當改變を要す可く殊に日石の業務内容略々

の決定に依り日石荷主及び監督官廳も一致せる合同機運
動きつゝあり摩擦排除を考慮し絶体的に右問題は解決す
る積りなり鐵道側に於ても御協力願ひ度し

一、輸送關係に對する炭礦側の希望並に申出事項

①中津氏(遠賀部會)

發送止の際振替變更は充分なりとの局報に對し驛が受付
けて呉れぬも如何せし事なりや

(立元書記)

向先の荷卸能力に依り振替變更出來ぬ事もあるが大體
申出あれば變更はさせる方針なり

②久保田氏(遠賀部會)

本土送り制限に對し御説明乞ふ

(篠田書記)

本省配車課長の主旨としては航送能力の不足の爲絶体
に許さぬと云ふのに對し實際問題として驛の構内にあ
り其處置に困るものは船便の利かぬ處だけは輸送させ
る方針にて輸送成績向上旬間を實施し九月二十日迄名
鐵以西は一定數量許して居るが希望坑は驛を通じ申出

の上内許可を得て後請求して戴き度し然し原則として
何處迄も船便で輸送して戴き度し

一、現下の石炭荷役の現状と下期の之が對策に關し

福田現務委員

頭書の題に扼泥せず所感の逐條的に申述べ度し

①中部乙の完成に依り「ホイスト」一日〇〇〇臺全然浮上り
之が爲貨車の足早くなり殊に西部より中部乙「ホイスト」
に商店の進出は西部荷役の緩和となり輸送能力と増産と
睨合せ喜ばしき限りなり

②日石の業務開始に伴ひ石炭の動きに關しては安西課長よ
り説明ありたるに依り詳細の説明は避けるも今後は從來
の石炭の流れは變らざるも石炭の取扱方が相當變つて來
ると思はる殊に判然申上兼るが一炭礦拾數店への送炭が
今後拾數坑一店への送炭に變化し即ち力の無きものが力
のあるものに集中化の傾向を辿る可く殊に互助會直系口
としての相當數量引受もあり鐵道側より見れば今後の仕
事は軌道に乗る迄の過般期は兎も角相當輸送能力の向上
が見受けられる事とならう

③今後の荷役問題に關し考へるに船腹、汽船は増加の見込
なり帆船、機帆船、被曳船も又而り、從來所管遞信省が

全く交渉せざりしも今後は日石が船腹、油等に關し相當
積極的に立働くとすの事なり、次に荷役管理に關し勞働力
だけの合同でなくして今後は若松港内秤等を二丸として
の合同をやる可きなり

(西部組合山田氏)

西部送り陸切炭標は必ず上端より二「センチ」あけて黒線
引いて戴き度し

(戸畑驛)

戸畑汽船集炭で貨車到着遅延は其の時の事情に依り一概
に發驛名を指示出來ぬも集炭時間迄殊に汽船の繋船して
居る間迄には出して戴き度し殊に境界積の際は必ず指定
列車でやつて戴き度し尙同一炭種のものにして〇〇臺の
中〇〇臺も蹴り分けしなければならぬものあり炭礦の方
も同一汽船積のものは出來るだけ集めて戴き度し

一、日發納炭に關する注意事項

互助會抜日發納炭に關しては特に關係炭礦は左記注意事

項を嚴守され度し

①「ホイスト」申込數量に對し實際送炭も申込通りやつて戴
き度し右不履行の結果甚だしく不足を生じ滿船數量迄沖
積しなければならぬ様になるから充分注意して戴き度し

②「ホイスト」申込確定の上坑所積出を繋船前日最後の引出
より遅延せぬ様充分注意あり度し

③日曜繋船に對し前日の土曜日坑所發送數量必要なるも日
曜休業の爲連絡取れぬ事あり炭礦に於て充分當直者に申
送りして戴き度し

一、今後の輸送に關し

立元書記より鐵道側としての今後の直方中繼輸送、小竹
驛構内の擴張、小竹飯塚間の複線工事等に關し説明あり
たり

閉會 午後三時半

以上

石炭試掘鑛業權設定

(自昭和十五年四月十五日) 至同 年五月十一日

福岡鑛山監督局

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名
福岡 七六七	福岡市筑紫郡若戸村日佐村	四〇七、〇〇〇	太田 文雄 外一人
熊本 三六三	上益城郡高木村御船町木倉村飯野村	六九、〇〇〇	吉原 7テ 外二人
熊本 三六三	飽託郡力合村川尻町日吉村御幸村上益城郡大島村下益城郡杉合村	六九、〇〇〇	岡崎 利光 外一人
長崎 四七四	北松浦郡今福町地先海面福島村地先海面鷹島村地先海面	六四、八〇〇	中村 吉之助
長崎 四七五	同郡鷹島村地先海面	九四、八〇〇	井村 千太郎
宮崎 二八〇	北高來郡諫早町小野村長田村小栗村	九六、五〇〇	河村金太郎 外一人
佐賀 三〇〇	兒湯郡三財村	九〇、〇〇〇	藤田 勝人 外一人
山口 三六五	美禰郡伊佐町東厚保村	八〇、〇〇〇	草場 淺市
佐賀 三〇〇	東松浦郡鏡村久里村	三五、〇〇〇	牧 位 眞治
岡山 三九二	川上郡手莊村	八五、八五〇	杉本宗十郎 外一人
大分 三九五	日田郡夜明村大鶴村	一、〇〇〇、〇〇〇	森谷平次郎 外一人
熊本 三三四	宇土郡浦村大嶽村並ニ海面戸馳村地先海面	四八、〇〇〇	坂田 稻吉 外一人
長崎 四七七	南松浦郡有川町並ニ海面	九七、〇〇〇	和田 繁雄 外一人
鹿兒島 四二四	熊手郡中種子村並ニ海面	九七、〇〇〇	緒方 行夫
福岡 七六三	筑紫郡筑紫村三井郡三國村朝倉郡夜須村	九七、〇〇〇	

嘉穂郡碓井村千手村	一三、〇〇〇	福岡市番柳町	堀江 鶴松
築上郡黒土村千束村西吉富村三毛門村	一、〇〇〇、〇〇〇	福岡縣嘉穂郡大隈町	野見山 安太郎
同郡角田村山田村	一、〇〇〇、〇〇〇	同 上	
同郡角田村西角田村	一、〇〇〇、〇〇〇	同 上	
糟屋郡和田村地先海面香椎村地先海面	一〇〇、〇〇〇	宇都市小串	庄 忠人
筑紫郡大宰府町御笠村山口村	六四、八〇〇	福岡縣筑紫郡筑紫村	木村 勇藏
東松浦郡名護屋村並ニ海面值賀村地先海面	三五、〇〇〇	福岡市大名町	高須 重彦
藤津郡能古見村鹿島町	七五、〇〇〇	同 上	
同郡久間村蓋田町杵島郡龍王村	四四、〇〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村	角 田 菊藏
上益城郡七瀬村飯野村	九五、〇〇〇	同縣同郡中里村	林喜右三門 外二人
美禰郡於福村	八〇、〇〇〇	東京市芝區田村町一丁目	日産化學工業株式會社
下關市地先海面厚狹郡王喜村地先海面	一〇〇、〇〇〇	山口縣吉敷郡東岐波村	原 田 仁五郎
玖珠郡八幡村北山田村	六〇、〇〇〇	門司市八幡町二丁目	小 島 全助
厚狹郡生田村地先海面	六、〇〇〇	門司市本町	木村 悌藏 外四人
美禰郡西厚保村東厚保村	五六、〇〇〇	山口縣吉敷郡小郡町	岩 崎 謙一
三養基郡蘆村	六六、〇〇〇	宇都市	篠崎 久治
東松浦郡玉島村並ニ海面	九七、〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場 淺市
西松浦郡大川内村	五、〇〇〇	福岡市大名町	高須 重彦
同郡東山代村並ニ海面伊萬里町地先海面	一〇六、〇〇〇	佐世保市相生町	江代 茂吉
南高來郡多比良町湯江村土黒村並ニ海面	九六、〇〇〇	長崎縣北松浦郡杵木村	吉居 修 外一人

大分	宇佐郡天津村下毛郡新昭村	六六,000	飯塚市立岩	株式會社 麻生商店
福岡	八女郡大洲村熊本縣鹿本郡款間村	五五,000	熊本縣球磨郡人吉町	恒村 卯季男
"	遠賀郡岡垣村	二〇〇,000	福岡縣嘉穂郡二瀬町	高木俊之助 外一人
"	朝倉郡三奈木村宮野村大福村	六五,000	八幡市尾倉	芳川 命照 外一人
"	糟屋郡和白村地先海面	五七,000	宇都部市小串	庄 忠 人
"	田川郡勾金村採銅所村	八,100	小倉市魚町	米谷 勘 吉
"	三池郡銀水村	三〇,000	福岡市小島馬場	久保 熊太郎
佐賀	西松浦郡黒川村南波多村波多津村	三〇,000	佐賀縣杵島郡武雄町	山口 成 人
"	同郡二里村大坪村東山代村伊萬里町	三〇,000	佐世保市保立町	吉原 梅 吉
"	東松浦郡鏡村並ニ海面	九六,000	佐賀縣杵島郡武雄町	草場 淺 市
熊本	天草郡本渡町木村	九七,000	神戸市神戶區海岸通	石原産鑛業株式會社
"	上益城郡七瀬村	五,000	佐賀縣杵島郡武雄町	松永 徳助 外一人
"	天草郡浦村	二〇,000	福岡市馬場頭	荒川 吉五郎
長崎	南松浦郡岐宿村並ニ海面	三〇,000	同市大名町一丁目	川原田浩司 外一人
"	東彼杵郡川棚町下波佐見町	三三,000	佐世保市湖見町	富 田 保
宮崎	東臼杵郡北郷村	二六,000	福岡市馬出	多田 邦雄 外一人
山口	厚狹郡小野田町地先海面福岡縣門司市地先海面	二〇,000	直方市	野上 辰之助
佐賀	西松浦郡大山村	七,000	福岡市大名町	高須 重彦
長崎	東彼杵郡上波佐見町川棚町下波佐見町	三三,000	同 上	同 上
"	同郡彼杵村千綿村	九七,000	同 上	同 上

福岡	三井郡立石村朝倉郡夜須村三輪村	四六,000	京城府大和田町三丁目	大島 敏 男
"	田川郡添田町	一〇,000	福岡縣田川郡川崎町	伊藤關次郎 外一人
"	糸島郡今津村地先海面草葺村殘島村地先海面	五五,000	宇都部市上字部	末 村 英 夫
"	遠賀郡蘆屋町地先海面岡垣村並ニ海面	九三,000	東京市芝區田村町一丁目	日産化學工業株式會社
佐賀	同郡水巻村	一七,000	同 上	同 上
"	三養基郡中原村北茂安村上峰村神崎郡三田川村東脊振村	四七,000	下關市上田中町	豐 中 克 己
"	西松浦郡二里村	一六,000	長崎縣北松浦郡大野村	井村千太郎 外一人
熊本	東松浦郡名護屋村並ニ海面	四六,000	福岡市大名町	高 須 重彦
"	玉名郡大濱町地先海面横島村地先海面	九七,000	小倉市富野	藏内合名會社
長崎	上益城郡龍野村	二五,000	福岡市春吉	山 内 辰 三郎
"	北松浦郡鷹島村	三三,000	東京市芝區白金今里町	中須 三郎 外一人
"	同郡星鹿村地先海面	七五,000	神戸市神戶區海岸通	石原産業海運株式會社
福岡	八女郡光友村上妻村川崎村	五七,000	大阪市住吉區田邊木町六丁目	武井 松夫 外一人
"	同郡永田村山門郡東山村瀨高町	八六,000	福岡市春吉	小 森 中 次
"	宗像郡東郷町田島村	五五,000	宇都部市恩田	中 安 閑 一
"	山門郡瀨高町三橋村	九三,000	東京市日本橋區室町二丁目	山門炭礦株式會社
"	同郡兩開村大和村並ニ海面	四三,000	同 上	同 上
"	嘉穂郡額田村庄内村	一四,100	鹿兒島市樋之口町	中村武兵衛 外二人
"	京都郡津村地先海面	一,〇〇〇,〇〇〇	東京市目黒區	井 上 貞 一
"	田川郡後藤寺町	七五,000	同市京橋區越前堀一丁目	伊 藤 清 作

山口	三三六	同郡採銅所村香春町勾金村	八〇〇,〇〇〇	福岡縣田川郡伊田町	迫田 義澄 外一人
山口	三三七	厚狹郡小野田町厚南村	九四,〇〇〇	同縣嘉穂郡稻築村	吉田 鹿 吉
佐賀	三三六	西松浦郡大川村	三九,〇〇〇	徳山市	深井 光 藏
佐賀	三三六	東松浦郡濱崎町鏡村	一九,〇〇〇	佐賀縣小城郡北多久村	吉岡 通隆 外一人
長崎	三三六	同郡相知町久里村	九六,〇〇〇	同縣杵島郡武雄町	草場 淺 市
長崎	三三六	東彼杵郡彼杵村川棚町	九六,〇〇〇	同 上	高須 重 彦
宮崎	三三六	南那珂郡福島町	八六,〇〇〇	福岡市大名町一丁目	石原産業海運株式会社
福岡	三三六	鞍手郡宮田町若宮村笠松村	三三,〇〇〇	飯塚市	下川 義美 外一人
佐賀	三三五	西松浦郡大川村松浦村杵島郡若木村	八〇,〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草場 淺 市
佐賀	三三五	杵島郡若木村西松浦郡松浦村大川村	九六,〇〇〇	同 上	永 安 恕
西松浦郡大山村曲川村	三三六	佐世保市相生町	三三,〇〇〇	佐賀市水ヶ江町	兵 藤 忍 彦
藤津郡五町田村	三三六	三三,〇〇〇	佐賀市水ヶ江町	東京市麴町區丸ノ内二丁目	松浦炭礦株式会社
唐津市東松浦郡切木村	三三六	三三,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	宇部市	篠 崎 久 治
三養基郡麓村田代村	三三六	九三,〇〇〇	東京市麴町區平河町一丁目	小倉市鍛冶町	中島鑛業株式会社
北松浦郡福島村地先海面佐賀縣東松浦郡入野村地先海面	三三六	四六,〇〇〇	小倉市鍛冶町	同 上	藏 内 次 郎 兵 衛
小倉市地先海面山口縣下關市地先海面	三三六	一〇〇,〇〇〇	同 上	長崎縣北松浦郡杵木村	小浦 儀一 外一人
朝倉郡杵木村大分縣日田郡夜明村	三三六	一〇〇,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	遠賀郡廣屋町岡垣村並ニ海面	三菱鑛業株式会社
三池郡玉川村三池町熊本縣玉名郡平井村	三三六	三三,〇〇〇			
遠賀郡廣屋町岡垣村並ニ海面	三三六	三三,〇〇〇			

山口	三三三	美禰郡東厚保村厚狹郡厚狹町西厚保村	四四,〇〇〇	宇部市小串	沖ノ山炭鑛株式会社
山口	三三三	厚狹郡小野田町地先海面	四〇,〇〇〇	東京市京橋區銀座三丁目	大濱炭鑛株式会社
佐賀	三三〇	西松浦郡山代町伊萬里町並ニ海面	九七,〇〇〇	宇部市小串	沖ノ山炭鑛株式会社
佐賀	三三〇	東松浦郡玉島村濱崎町	九七,〇〇〇	佐賀縣杵島郡武雄町	草 場 淺 市
長崎	三三〇	同郡值賀村地先海面	四三,〇〇〇	福岡市大名町	高須 重彦 外一人
長崎	三三〇	同郡北波多村西松浦郡波多津村	七九,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	金丸 鑛業株式会社
長崎	三三〇	東彼杵郡折尾瀨村	一〇,〇〇〇	佐世保市御船町	蒲池 清治 外一人
福岡	三三〇	北松浦郡杵木村佐賀縣西松浦郡大山村	四六,〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	日 鐵 鑛業株式会社
福岡	三三〇	山門郡兩開村並ニ海面	三三,〇〇〇	小倉市鍛冶町	藏 内 次 郎 兵 衛 外 一 人
福岡	三三〇	同郡同村地先海面	四二,〇〇〇	同 上	
福岡	三三〇	朝倉郡寶珠山村大分縣日田郡大鶴村	五〇,〇〇〇	福岡縣遠賀郡中間町	寶珠山鑛業株式会社
福岡	三三〇	田川郡大任村	一七,〇〇〇	同縣嘉穂郡上穂波村	奥 野 廣 吉
福岡	三三〇	築上郡岩屋村合河村	一〇〇,〇〇〇	同縣同郡大隈町	野見山 安太郎
福岡	三三〇	同郡葛城村椎田町西角田村	一〇〇,〇〇〇	同 上	
福岡	三三〇	同郡山田村角田村	一〇〇,〇〇〇	同 上	
福岡	三三〇	同郡西角田村葛城村角田村	一〇〇,〇〇〇	同 上	
福岡	三三〇	直方市	三三,〇〇〇	福岡市濱田町二丁目	末松 乙彦 外一人
福岡	三三〇	三井郡弓削村北野町合川村山川村	九六,〇〇〇	東京市小石川區高田老松町	岡 商 吉
福岡	三三〇	宇部市並ニ海面	八六,〇〇〇	山口縣宇部市	篠 崎 留 吉
福岡	三三〇	吉敷郡西岐波村地先海面東岐波村地先海面	七九,〇〇〇	同縣熊毛郡周南町	山 本 貞 彦

佐賀	三〇七	杵島郡福富村白石町北有明村並ニ海面	九六、〇〇〇	佐賀縣小城郡北多久村	中島 茂
熊本	三〇四	荖北那水俣町	九六、〇〇〇	兵庫縣兵庫郡鳴尾村	樋口次郎右衛門外二人
熊本	三〇七	八代郡和鹿島村吉野村下益城郡河江村	七三、〇〇〇	神戸市神戸區海岸通	石原新三郎
熊本	三〇六	下益城郡河江村豊川村小野郡田村八代郡和鹿島村	八五、〇〇〇	同 上	同
長崎	三〇三	西彼杵郡福田地先海面伊王島村地先海面	一〇〇、〇〇〇	長崎市寄合町	中熊 富藏 外二人
天鹽	三〇六	苦前郡初山別村	九七、〇〇〇	東京市品川區大井伊藤町	秋吉 喜造 外一人
福岡	三〇五	宗像郡津屋崎屋崎町	九七、〇〇〇	小倉市三秋野	正木 雪松
福岡	三〇三	京都郡椿市村黒田村延永村	五五、〇〇〇	同市船頭町一丁目	平田 近治
山口	三〇五	八女郡笠原村木屋村大淵村	九六、〇〇〇	下關市唐戸町	具島炭礦株式會社
山口	三〇九	美禰郡大嶺町東厚保村	五二、〇〇〇	兵庫縣武庫郡精進村	西岡 勢七
山口	三〇九	阿武郡嘉年村	九六、〇〇〇	山口縣厚狹郡厚雨村	戸井 國雄
山口	三〇九	厚狹郡厚狹町船木町	三〇、〇〇〇	宇都市小串	西本 國保
山口	三〇九	阿武郡德佐村	四三、〇〇〇	山口縣厚狹郡厚雨村	戸井 國雄
佐賀	三〇六	西松浦郡曲川村	三〇、〇〇〇	下關市關後地村	海部 義道
熊本	三〇〇	飽託郡小山戸島村廣畑村	一〇〇、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	三菱礦業株式會社
熊本	三〇〇	同郡供合村小山戸島村上益城郡白水村	一〇〇、〇〇〇	同 上	同
熊本	三〇〇	飽託郡供合村廣畑村小山戸島村龍田村	一〇〇、〇〇〇	同 上	同
長崎	三〇五	北松浦郡御厨村地先海面星鹿村地先海面田平村地先海面	三三、〇〇〇	神戸市神戸區海岸通	石原産業海運株式會社
長崎	三〇六	同郡南田平村田平村江迎村	六六、〇〇〇	同 上	同
長崎	三〇七	同郡星鹿村地先海面	三〇、〇〇〇	同 上	同

佐賀	三〇七	西彼杵郡野母村地先海面	九〇、〇〇〇	宇都市上宇部	金野 庄吉
熊本	三〇〇	北松浦郡平戸町中野村並ニ海面	九六、〇〇〇	西宮市川添町	志風 喜美 外二人
熊本	三〇一	南高來郡大三東村三會村	九四、〇〇〇	下關市關後地村	海部 義道
福岡	三〇七	鞍手郡古月村遠賀郡遠賀村	六七、〇〇〇	東京市麴町區丸ノ内二丁目	野上礦業株式會社
福岡	三〇六	嘉穂郡大分村上穂波村	三三、〇〇〇	別府市龜川町	奥野 キノ
佐賀	三〇六	宗像郡河東村赤間町	四九、〇〇〇	福岡縣若松市稻荷町二丁目	高橋 常太郎
熊本	三〇五	西松浦郡大川内村	五四、〇〇〇	佐世保市熊野町	力武 仁治 外一人
熊本	三〇五	上益城郡六嘉村大島郡高木村下益城郡杉上村	九七、〇〇〇	同市保立町	吉原 ヲア 外二人
熊本	三〇五	同郡六嘉村大島村	九七、〇〇〇	同 上	同
熊本	三〇五	天草郡深海村宮野河内村並ニ海面	九六、〇〇〇	宇都市東區松ヶ枝町一丁目	利重 武之
熊本	三〇五	玉名郡大野村彌富村	四六、〇〇〇	山口縣厚狹郡高千帆町	田邊 重子
長崎	三〇五	西彼杵郡松島村地先海面	八七、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	松島炭礦株式會社
長崎	三〇五	更級郡大岡村	一七、〇〇〇	同市麻布區霞町	増田 秀雄 外二人
岡山	三〇六	後月郡共和村廣島縣深安郡山野村	八三、〇〇〇	大阪市港區市岡元町五丁目	飯尾 琴一 外一人
長崎	三〇三	西彼杵郡松島村地先海面崎戸町地先海面多良村地先海面	九六、〇〇〇	東京市日本橋區室町二丁目	松島炭礦株式會社
長崎	三〇四	南高來郡南有馬町並ニ海面	九八、〇〇〇	宇都市東區錦橋通四丁目	湯野 好一 外一人
長崎	三〇四	同郡有家町堂崎村並ニ海面	九八、〇〇〇	同 上	同
長崎	三〇四	同郡南有馬町口之津町並ニ海面	九八、〇〇〇	同市西區朝日町三丁目	山下 友吉 外二人
長崎	三〇四	西彼杵郡香焼村並ニ海面	九八、〇〇〇	東京市赤坂區青山北町三丁目	塚原嘉一郎 外一人
長崎	三〇四	東彼杵郡川棚町彼杵村	九八、〇〇〇	福岡市大名町一丁目	高須 重彦

登録番號	變更事由	鑛區位置	鑛業權者
山口 一三	西彼杵郡松島村	日支炭礦汽船株式會社	大島 良資
長崎 三六	同	同	同
福岡 三三七	遠賀郡遠賀村	同	高島 市治
熊本 六	天草郡志岐村	荒川 初藏	井元 二郎
福岡 九八	嘉穂郡穂波村	株式會社 麻生商店	白洲 次郎
〃 二九	遠賀郡遠賀村	同	高島 市治
〃 一四	同	同	同
熊本 三	天草郡魚貴村龜浦村	同	石松 隆一
福岡 一〇〇	上穂波村桂川町	西 山 幸 八	常磐製紙株式會社
山口 五七	厚狹郡小野田町	渡 邊 剛 一	濱 田 淺 一
佐賀 三三	東松浦郡鬼塚村	三 根 寬 作	日本洋瓦株式會社
福岡 五五	田川郡安真木村	松 本 壽 彦	松 岡 吉 治
山口 八三	厚狹郡小野田町	示 野 歳 雄	佐々木 作太郎
佐賀 四〇	東松浦郡相知町	日滿鑛業株式會社	三 菱 鑛 業 株 式 會 社
福岡 六三	田川郡金田町	須 田 市 三 郎	松 若 半 治

採掘鑛區變更 (七、八月中)

登録番號	變更事由	鑛區位置	鑛業權者
長崎 三三	減 區	佐世保市福石	土 肥 佐 藏
福岡 三三	增 區	田川郡大任村川崎町	古 川 合 名 會 社

佐賀 三三	合同 併	東松浦郡入野村	杵島炭礦株式會社
〃 三六	合同 併	同	同
〃 三八	增 區	杵島郡北方村	明 治 鑛 業 株 式 會 社
〃 三九	合 併	同	同
長崎 三〇	增 區	北松浦郡杵木村	北 三 菱 鑛 業 株 式 會 社
福岡 一三	減 區	粕屋郡宇美町	三 菱 鑛 業 株 式 會 社
〃 一四	增 區	田川郡添田町	古 河 合 名 株 式 會 社
〃 一五	合 併	同	同



炭界日誌

福井生

八月十三日 火

△内地無煙炭業者が朝鮮三陟炭田の視察に出發した。

八月十四日 水

△鮎川滿業總裁は滿洲の鐵石炭開發につき梅津司令官と會見したが、滿洲と石炭、鐵資原料開發につき懇談したと言はれてゐる。

八月十五日 木

△名古屋石炭統制組合を改組して新たに中部日本石炭販賣統制株式會社を設立する事になり、總會を開いて準備委員を選定した。

八月十六日 金

△樺太石炭聯合會關係の中小炭坑を糾合して、樺太石炭株

△福嶺局では労働力の移動による出炭減を認め、近く管下二百七十餘の業者に通牒を發する事になった。

九月九日 月

△若松驛石炭積込棧橋竣工式を舉行した。

九月十日 火

△中村福嶺局長歸任、若松市に商工省出張所(假稱)を設置

△不良炭並に石炭輸送事務を處理すべく努力中なりと語つた。

△日石若松支店主催にかゝる九州地方石炭統制組合會議を

若松石炭商同業組合で開催した。

九月十三日 金

△中村福嶺局長一行が肥筑炭田の視察を行つた。

本會會員炭坑異動

(縣名ナキハ總テ福岡縣)

新入會ノ部

(八月二十日付)

炭 礦 名	所 在 地	經 營 者	礦 業 權 者
日鐵池野支所五坑	長崎縣北松浦郡柚木村	小浦 儀一	日鐵礦業株式會社
佐谷炭坑	粕屋郡須惠村佐谷	關川 熊生	筑豐礦業鐵道株式會社
大黒炭坑第五坑	嘉穗郡額田村鹿毛馬	黒川 尙夫	日曹人絹バルブ株式會社
東豐炭坑三坑	田川郡川崎町小松ヶ池	衛藤 速	川崎炭坑株式會社
東豐炭坑二坑	田川郡川崎町東川崎	衛藤 速	川崎炭坑株式會社
日邦炭坑	田川郡伊田町糸飛	井上 恵行	太田 修吉

三友炭坑	嘉穗郡山田町	富山 卓吉	中島鑛業株式會社
加茂小坂炭坑	嘉穗郡幸袋町目尾	加茂 泰吉	合資會社寶邊商店
加茂目尾八坑	嘉穗郡幸袋町目尾	加茂 泰吉	合資會社寶邊商店
原口鑛業所	鞍手郡木屋瀬町	原口 秀雄	筑豐礦業鐵道株式會社
寶珠山炭坑	朝倉郡寶珠山村	橋上 保	寶珠山鑛業株式會社
矢岳炭礦	長崎縣北松浦郡小佐々村	日産化學工業株式會社	

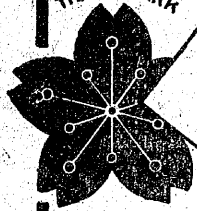
退會ノ部

炭 礦 名	所 在 地	經 營 者	退會理由
上志佐炭坑	長崎縣北松浦郡上志佐村	株式會社上志佐炭礦	脱會
土肥ノ浦炭坑	長崎縣北松浦郡今福町	河内 進	脱會

(九月十五日現在百八十六坑)

最新の技術・最古の歴史

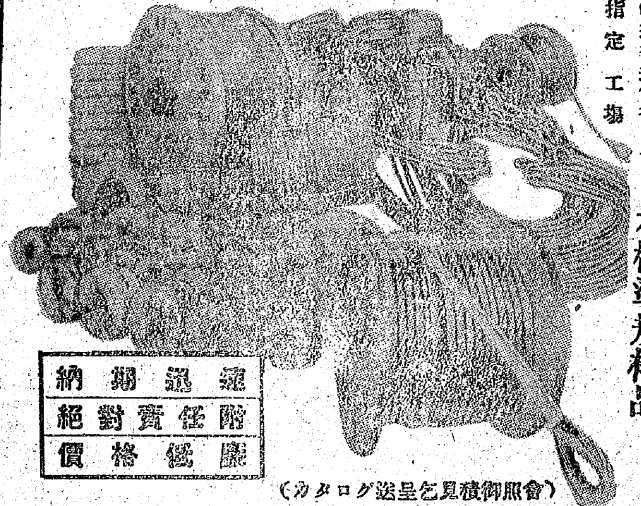
TRADE MARK



工學博士 多賀谷正義氏責任指導製品

鑛山用ワイヤーロープ

株式会社 笹村製網所製品



帝國陸海軍省
鐵道省通信省
指定工場

日本標準規格品

納期迅速
絶對責任
價格低廉

(タタログ送呈乞見積御照會)

九州總代理店

幸田次兵衛本店

福岡市中島町西詰

電話東③〇二五二・一五〇二・四九七一

編輯後記

新体制運動が全国的にひろがり、石炭生産新体制なる言葉も生るゝに至つた、即ち當局の案として新聞紙上に傳へられてゐるのは現在ある大手筋中小炭坑それらの統制圓体を統合し、各鑛山監督局管下別に大中小を一丸とした機關を設置し、中央に聯合會を結成すると言ふのである。

今のところほんの輪廓ばかりで、かれこれ批評する材料も與へられてゐないが、所謂事務家の机上案ならば、平に御免蒙りたい今までに發表された幾多の計畫は餘りにも此の種のもが多かつたから

日本石炭は、業務開始を眼前に控へ、十六日參與會議を開いた、石炭買取價格の決定の大問題があり、その結果が待たれてゐたのに、今日まで何の事もなく又候十月一日開始の延期説が頭をもたげて來た。何さか

かう電撃的に行かぬものか知らん、どうせ決るものなら早く決めて欲しいものだ。

本号は、巻頭に加茂氏外二氏の苦心の結晶章邸炭田報告書を載せた、渡邊博士の調査書をも併載の筈であつたが紙面の都合で次号廻はしなつた。

それから商工省發表の石炭配給調整の解説を掲載した分り易く書いてあるし特に會員諸氏の熟讀を希望する。

この九月十五日は本會の創立記念日で殊に今年は十週年に當るので、職員一同は本會の産土神直方の多賀神社に參拜、恭しく奉答文を奏上した十年一昔と言ふが、本會十年の歴史を顧みるに、誠に感慨の深いものがある、次号にはさゝやかな記念号を出すべく準備してゐる、
今年秋の來るのが早いやうだ、彼岸も來ぬ中からめつきり冷える。

(岸彼入ノ日清風)

互助會報・第五卷・第九號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共
半年分 金壹圓八拾錢同上
一年分 金參圓六拾錢同上
料金は前金の事

昭和十五年九月二十四日印刷納本
昭和十五年九月二十八日發行

若松市本町二丁目

石炭鑛業互助會

發行人 風戸道康

編輯人 風戸道康

若松市堺町三丁目

印刷所 吉田印刷所

電話 六五二番

福岡縣若松市本町二丁目

發行所 石炭鑛業互助會

電話 四七六番

電話 七〇六九番

特許

日本政府 第103171號
滿洲國政府 第4324號

(舊名稱遊槽式)

多々良式 自動空氣壓縮 洗炭機 兼蓄水緩衝

營業種目

- 洗炭機
- 送風機
- 濃泥機
- 工作機
- 其他礦山用並に一般諸機械
- 撰炭機
- 破碎機
- 輸送機
- 採金船
- 唧筒
- 捲揚機
- 起重機
- 壓縮機
- 浮遊選礦機



株式會社

多々良製作所

社長 安部政次郎
常務取締役 野原嘉朗
同 上

本社 福岡市外粕屋郡志免町御手洗六番地
電話福岡(三)二六四四・四五九二・四五九三番
出張所 東京市麴町區丸ノ内二丁目昭和ビル五階
電話丸ノ内(三)五九五・五九六・五九七・五九八番
東京工場 東京市城東區大島町八丁目七〇〇番地
電話本所(七三)一一二六・九四〇二番

版出時同著名二の讀必・携必上理管務勞

ふ乞をみ込申て以前りあり限に數部一行發句中月八

次目要主

- 第一章 緒論
- 第二章 扶助の性質
- 第三章 扶助の主体及客體
- 第四章 扶助の原因
- 第五章 扶助の種類
- 第六章 扶助及葬祭料の額
- 第七章 扶助の免責
- 第八章 扶助の消滅の變更
- 第九章 扶助に於ける債權者その他の義務
- 第十章 扶助の審査及調停
- 附 録 (六頁に亘る)

總クローヌ・金文字・函入



福岡縣山監警局 立山 方著

錢十五圓二價定
錢五十料送

次目要主

- 第一章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第二章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第三章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第四章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第五章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第六章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第七章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第八章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第九章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十一章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十二章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十三章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十四章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十五章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十六章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十七章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十八章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第十九章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保
- 第二十章 勞働法の沿革及扶助の必要之擴大保

總クローヌ・金文字・函入



福岡縣山監警局 立山 方著

錢十五圓二價定
錢五十料送

發行所

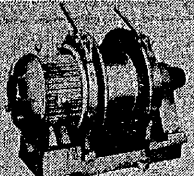
日本鑛業新聞社

福岡市誓固本通二丁目三

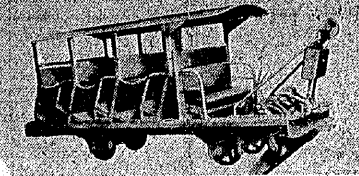
電話西三八〇七番
振替福岡五七三二番

内容ニ書名の示す二規則の全般に亘り、實際的取扱方法の指針とすべく、鑛山の實情に即して明快、懇切なる解釋を試み、實務家の手びきとして遺憾ならしむ。之ら一關係各位の必携、必讀を！

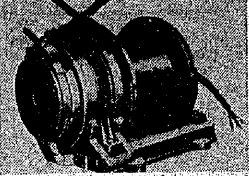
昭和十五年四月七日第三種郵便物認可
 昭和十五年九月二十四日印刷
 昭和十五年九月二十八日發行
 石炭鑛業互助會報 發行所 若松市本町三丁目 石炭鑛業互助會



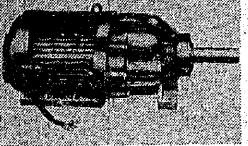
(小型萬能捲)



(人車急救車)



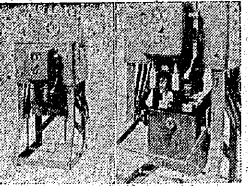
(九六型捲)



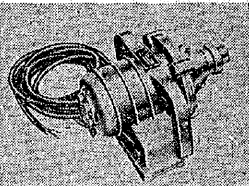
(コンベヤー電動機)
GX-N-S型



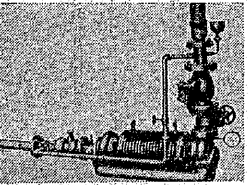
(九六型モーターブリー)



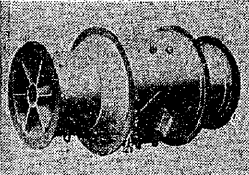
(電氣開閉器)



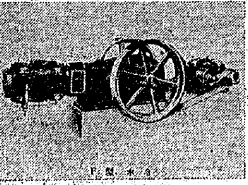
(コードドリル)
耐爆型34馬力



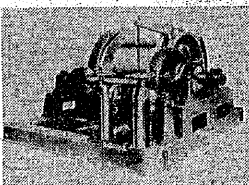
(掘進用タービンポンプ)



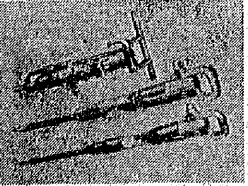
(局所扇風機)



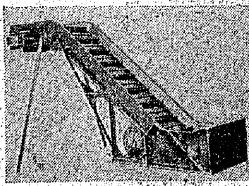
(空氣壓縮機)



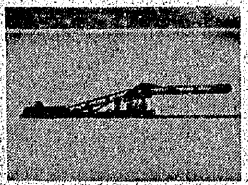
(大型電氣捲)



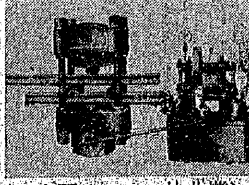
(ロック・ドリル)
(ピック・ハンマー)



(チェーン・ローダー)



(マルトローダー)



(水壓式レール棒曲機)

鑛山用・工場用・諸機械・精密測定機

株式
谷
商店

福岡市上小山町三ノ四番地
電話代表 三九三一番

ヘルト・コンベヤー設計製作・火工品・鑄鋼品・鑄鐵製品

代理關係

西部電氣工業株式會社
 獨乙テロットマン社鑛山機械
 獨乙製鋼株式會社
 瓜生製作株式會社
 橋本チエーン製作所
 日本SIF興業株式會社
 大隈鐵工所工作機械
 東京鐵工所工作機械
 東川鐵工所木工機械
 藤村機械製造株式會社
 草場計器製作所
 日本機械製鐵株式會社

福島鑛製造所トシホ
 江崎鐵工所ブレンス類
 栗村製作所ポンプ
 日立製モータードリル類
 山本商會工作機械
 ベツカー商會機械部
 關西鑄鐵所
 アルレットハイパート
 植田鐵工所齒車
 毛利製作所齒車